

翻刻 藤井宗雄著『石見国神社記』卷四 那賀郡下（後編）

山崎
錦織稔之亮

はじめに

翻刻の凡例

翻刻／『石見国神社記』卷四 那賀郡下（後編）

西野郷村	木束村	野坂村	鍋石村	朽木村	田野原村
大坪村	程原村	稻代村	長安村	小角村	横谷村
原村	門田村	西河内村	日高村	小坂村	波子村
村	・久代村	・國分村	・本明村	・乙明村	・上有福村
福村	・姉金村	・大津村	・宇津井村	・荒相村	・宇野村
村	・田原村	・後野村	・上府村	・下府村	・久佐村
徳田村	・鼠原村	・宇栗村	・西谷村	・大井谷村	・東谷村
丸原村	・入野村	・今福村	・小國村	・長屋村	

* 網掛けは旧津和野藩領を示す。

域の神社調査——明治三年閏十月二十八日付「大小神社ノ規則ヲ制定スヘキニ由リ
査点条件ヲ定ム」の太政官布告⁽¹⁾に基づく——の報告に依拠しつつ、各社伝や棟札か
らの情報をも加味して、浜田在住の国学者藤井宗雄（一八二三～一九〇六）が、独
自の解釈も交えながら石見地方の神社・小祠・森神を村ごとに網羅・概観した著作
である。

本号では前号に引き続き、錦織稔之との共同作業により、卷四 那賀郡下の後半
部を翻刻する。今回の翻刻分では、田野原村・大坪村・程原村・稻代村・長安村・
小角村・横谷村・筈目原村・門田村・西河内村・日高村・小坂村・乙明村・佐野村・
田原村・久佐村・柚根村・徳田村・鼠原村・宇栗村・西谷村・大井谷村・東谷村・
丸原村・入野村・今福村・小國村・長屋村の合計二十八村が、旧津和野藩領に属し
ている。これは、本号掲載分四十八村の過半を越える数であるが、このうち大坪村・
程原村・稻代村・小角村・横谷村・筈目原村・門田村・西河内村・日高村の九ヶ村
は、長安村に含まれる形で郷帳類には記載がない。また、乙明村・西谷村・大井谷
村・東谷村は、たとえば『日本歴史地名大系33 島根県の地名』（平凡社、一九九五
年）巻末の「行政区画変遷」にも記載がないが、明治八年以前の村名・村域である。
前号掲載分の「はじめに」でも触れたように、これらの村の記載は、旧津和野藩か
ら提供された帳簿に依拠しており、藤井らが直接踏査した旧銀山領・旧浜田藩領の
村々の記載に比べると内容が簡素であって、その体裁も、とりわけ「小社」「森神」の
項目が立てられていない点が異なっている。さらに、旧浜田藩領の鍋石村は藤井宗

雄の出身地であり、記述のなかに宗雄や父親の宗敷の名前が散見するのも興味深い。

本稿は、前号同様、まず錦織が草稿を作成し、これを、典拠となつた「那賀郡神社書上帳」等と照らし合わせながら山崎が確認・修正して成ったものである。

註

(1) 安丸良夫・宮地正人校注『日本近代思想大系五 宗教と国家』(岩波書店、一九八八年)、四三五頁。

(2) 藤井宗雄が中心となって、旧銀山領と旧浜田藩において実施された神社調査の報告「原帳」は、島根県立図書館蔵「寺社史料」中に収められている。それらは、「安濃郡神社書上帳」(三八五)「寺社史料」における整理番号を示す。

以下同じ)、「邇摩郡神社書上帳 上下」(三八二)、「那賀郡神社書上帳」(一四九)、「那賀郡神社書上帳 二」(三八三)、「邑智郡神社帳」(一四八)、「美濃郡神社書上帳 上」(三八四)である。

(3) 藤井宗雄「自記年表」(藤井靖久氏所蔵)によると、明治四年十二月に「津

和野桑原秀久来リ津和野領附ノ内那賀邑智ノ神社取調ヲ依頼ニヨリ書取ノ上県
序へ差出ス」とされる(拙稿「翻刻 藤井宗雄著『石見国神社記』卷一 邇摩郡」

『山陰研究』第三号、一〇一〇年の附録、「藤井宗雄の著作について」、一六三頁)。この「書取」は、「那賀郡神社帳邑智郡神社帳 下」(一五〇)として、島根県立図書館蔵「寺社史料」のなかに現存している。

(山崎)

付記)『石見国神社記』原典の所有者である藤井靖久氏が、昨年七月三十一日に逝去された。早くから本書の翻刻を快諾していただいたにもかかわらず、作業に手間取ってしまってご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げるとともに、心より御冥福をお祈りしたい。

翻刻の凡例

○『石見国神社記』卷四 那賀郡下は、著者藤井宗雄が鴨島實に清書させたもので、奥書によればその書き終えは明治十九年十月である。那賀郡内の八十三村分が収められている。本号ではそのうちの後半四十八村分を翻刻した。

○原文は清書後、藤井自身が確認し、朱筆を入れている。翻刻に当たっては、誤字訂正や書き換えの指示は、もとの文字上に抹消線「—」を引き、その傍らに朱筆による訂正文字をゴシック太字で表記した。脱字箇所への加筆の場合は、その指示位置に訂正文字をゴシック太字で挿入した。また、記載位置の変更については朱筆の指示に従つて訂正してある。

○原文の記述の内容は、元の資料となつた「那賀郡神社書上帳」(島根県立図書館蔵「寺社史料」二四九)、「那賀郡神社書上帳 二」(三八三)ならびに「那賀郡神社帳邑智郡神社帳 下」(一五〇)と対照させている。特に小社や森神の項目において、()は、書上帳等での異なる表記を、また「」は、『石見国神社記』原文にはないが書上帳等に見られる字句を示している。

○旧字・異体字等は基本的に常用漢字に改めたが、神名・神社名・人名・地名は、もとの字体のままにした。

○変体仮名も基本的に現行仮名に改めたが、助詞などに用いられる江(え)・而

(れ)・与(と)・者(は)・茂(も)等は、小書きにしてそのまま用いている。

○原文の誤記と思われる箇所は、その傍らに「(○○)」を付して正すか、「(ママ)」、もしくは「(○○カ)」と推定される字句を付した。

○原文のなかで示された棟札などの判読不能箇所は「■」で、虫喰等で現在判読困難な原文の箇所は「□」で示した。

○読み手の利便を図るため、適宜、読点「、」や並列点「・」を加えた。

○* は、翻刻者による註記を示す。(山崎・錦織)

西野郷村

神明宮

萩原山鎮坐

祭神、天照皇大神・大鷦鷯天皇・速玉男神○神体、木像三
宗雄云、此祭神は神明宮・王子八幡宮・熊野神なるへし
由来、往古木原嶽城主何某、城の三方に此三社を勧請す、神明宮は伊勢驛、八
幡宮は王子原、速玉男神はタコフセより、天文年間城主三浦伯耆守、今之萩原
山へ遷し合併すといふ

祭日、九月十二日

建物、本社・拝所・神樂所・鳥居

棟札、享保年間再建

末社、大元社、從前神明宮神樂所内に鎮坐、弘化四丁未年同境内に祀る

宗雄云、按に当社は萩原山の固有の神なるへし

小社三所

山倉の稻荷社○宇^{*}登尾の地主社○土（二）井屋の山王社

森神十五所

御伊勢驛（塔）の地主神○新宅の地主神○同所の地祖神○中河内の地祖神○段
の大元神○曾根の天王神○シノトの地祖神○塔の塚靈^{*}神○タコフセの地主神
○中屋敷の地主神○神田の地主神○トイカタヲ（樋塙）の塚神○塚ノ段の塚神
○宮山の地主神○カクイハラ（株原）の惠美須神

*「那賀郡神社書上帳」では「宇」の語はない。

*「那賀郡神社書上帳」では「靈」の語はない。

八幡宮

錦岡鎮坐

祭神、誓田別天皇・足仲彦天皇・大帶姫命・姫大神○神体、木像三、古体三
宗雄云、古体の内一体仏像に似たり、故れ按るに固有の神体は一軀にて一の
仏体を加へし物なるへし、然れば祭神も應神天皇・神功皇后の二神なるを後
に足仲彦天皇・姫大神を加て宇佐勧請と唱へしものなるへし、此例間あり
由来、郷士朝田兵衛佐藤原信安、神告に依り神職藤野左近介藤原義清に申付、
豊前国宇佐より勧請と言伝ふ

宗雄云、直に祀たるにて宇佐勧請と云は信かたし、此例間あり

祭日、八月十六日

建物、本社・幣殿・拝所・神供所・神樂所・鳥居

社領、無し、但し境内除地なり

宗雄云、神田二町三反、小田六、屋敷七ありしか、以前売払たる書類あり

末社、祇園社、正徳六丙申年勧請

同、金刀比羅神・春日神・大元神・杵築神・道祖神○春日神は享保十三戌申年

久保正義・正武勧請、杵築神は安永八丁亥^{マツコ}年村中勧請

同、稻荷神・栗嶋神

社人、野上、家筋天文三年甲午三月三日、三隅兼世より右衛門太夫正明へ八幡
領打渡状あり、正保元甲申年火災書類焼失につき不分明、延宝年間祠官野上相
模據正久、吉田許状を受しより幸人まで九代相続

鏡照神社

錦岡鎮坐○旧地月讀山

祭神、月讀尊○神体、鏡

由來、長久元庚辰年正月廿九日、磯部信濃守藤原吉氏勧請

祭日、八月十七日

木束村

建物、本社

八幡宮

谷贊原山鎮坐

祭神、譽田別命○神体、木像

由来、天喜一甲午年、和氣左兵衛清眞勧請

宗雄云、天喜の頃左兵衛の職の人、田舎にあるへくも非す

祭日、九月二日

建物、本社・神楽所・鳥居

大齋神社

平等寺（地）山鎮坐

祭神、高皇產日神・宇迦之御魂神・火產靈神○神体

宗雄云、天御中主神・產靈二柱神などは有名旧社の内にも稀少なり、況や後世勸請の社に於てをや、按に本居・平田等の学起りしより間、是等の神なり

と云ふな
あれとも其実疑なき能はず

祭日、六月十六日

建物、本社

小社十七所

鍛治畠の愛宕社○前東山の春日社○佐古山の木束神○岡山の稻荷神○宝林山境

内の鎮守社○田屋山の大元神○ハサマ境内の地主「神」社○上田屋境内の杵築

〔神〕社○田屋野原山の八坂社○深山の大山祇社○城山の八幡宮（神社）○申

山の河内神「社」○万順山の金刀比羅社○六無（成）山の天王社○紺屋の惠美

須社○土居の稻荷社○月讀山の鏡照社

森神六十所

破广射場の幸神○毛利家谷の大元神○同所の惠美須神○森脇の天王神○横川の地主神○大迫の河内神○二井ヤの大元神○蕭之森の天王神○迫の稻荷神○森治

の多賀神○茹田の稻荷神○玉田の天王神○出口の金屋子神○古元の大元神○千

保の天王神○植田の地祖神○波左末の塚神○池原の大歳神○山莊の塚神○末の水神○飯場の地主神○地田の地主神○玉満寺（地）の天満宮○山崎の天王神○

錢穴迫の地主神○同所の塚神○丸子の地主神○丸子の稻荷神○中舍の地主神○戎段の恵美須神○上土居の少彦名神○同所上の加茂神○上塙の地主神○野田の

地の地主神○森駅（浴）の地主神○芝の地主神○森脇の大元神○宮塔の塚神○坂沿（塔）の河内神○同所の地主神○和塔の地主神○和山の天王神○宮上の柔

軟靈神○同所の稻荷神○和山の鏡錢神○宮山の地主神○上東の地祖靈*神○鮒原の河内神○深山原の地祖靈*神○深山川端の地主神○鶴棲門段の安永神「○月讀山

の地祖靈*神○古中場の荒神○素麵原の地主神○鶴棲門段の安永神「○月讀山

*「那賀郡神社書上帳」では「靈」の語はない。
**「那賀郡神社書上帳」ではこの一社が記されているが、それでは森神は六十一所になってしまい、小社の項目の末尾にも同名のものがあるところからも、「書上帳」の誤りであると思われる。

野坂村
王子八幡宮

人和山鎮坐

祭神、大雀命○神体、木像

祭日、九月十六日

建物、本社・神楽所・鳥居
社領、除地高一石、此現米一石一斗七升

相殿、金刀比羅神

末社、八坂社

鍋石村

大三鳩神社

真中山鎮坐○旧地古布計

社人、鳥越、家筋先祖より当高登まで三十二代と言伝ふ、但し書類なし
宗雄云、本国安濃郡鳥越村あり、当家は尼子氏の浪士、木束村神職野上家を
頼み来り、後当社を譲られ移住すといふ

天満宮

天神鎮坐

祭神、菅原神○神体、木像

由來、未詳、古來天神畠と云所あり、近來賀戸嘉右衛門夢想に依り銅体一を堀
出で再建す

祭日、八月廿五日「大祭五年一度」

建物、本社

小社六所

京面の金刀比羅社○鍛冶畠の稻荷社○田屋の若宮社○森塔（浴）の大元社○梅

木の稻荷社○地谷の大元社

森神二十八所

河内の河内神○平畠の姥御前神○濱井場の地主神○野中の姥御前神○同所の天

王神○片田の地主神○日裏山の山神○紅粉屋敷の地主神○矢上屋の地主神○新

屋山の地主神○新屋の山神○万福寺の新宮神○万福寺の地主神○三隅屋の大元

神○平田の地主神○鹿野の姥御前神○同所の日御崎神○久保段の地主神○土井

山の地主神○半場坂の塚〔靈〕神○大場の地主神○新屋山の地主神○分田の地

主神○前畑の地主神○同所の地主神○下田の若宮神○上畠（田）の新宮神○上

山の地主神

大元神

請○祭日、六月十四日

祭神、大山積命・磐長姫命・木花開耶姫命○神体、石三、中長一尺一寸五分、
左五寸八分、右一尺一寸一分
宗雄云、左座磐長姫命は嘉永三年十二月御鬪に依て定む

由來、河野家先祖伊豫国より勧請
神位、正一位、嘉永四年五月五日、正一位大山積大明神神璽、神祇伯資敬王勅
遷

祭日、九月廿三日
建物、本社・幣殿・拝所・神楽所・神庫・鳥居
棟札、奉再建三嶋大明神御社、寛延元年戊辰八月吉祥日、河野長五郎重旨・河
野佐太郎道房○奉再建大三嶋神社一字、神樂殿・鳥居共、嘉永三庚戌年九月吉
祥日、河野喜多之助通機・河野亀太郎通邦、神主牛尾土佐正弘篤、大願主江尾
弘三郎兼參、願主河野貞四郎通泰・願主藤井百三郎宗雄・願主江尾利太郎兼紹・
願主江尾健三郎兼胤・願主岡本元省通孝、惣氏子中、庄屋代河野美津太郎通暢
宝器、正一位大山積大明神額一、嘉永四年五月七日、神祇伯資敬王筆○鏡一、

徑一尺一寸二分、同二、徑一尺、銘三鳩社神鏡、嘉永三庚戌四月、願主江尾氏
○劍一、長濱林喜作、安政六年己未十二、願主江尾弘三郎兼參○新刀一、嘉永
五年壬子九月、願主江尾兼紹
末社、八坂神・杵築神・嚴嶋神社○神体、劍一、長一尺二分、鏡一、共徑四寸
○八坂神、寶曆十三癸未年六月、河野道房・河野重旨勧請、嚴嶋神、寛延二己
巳年六月、河野貞信・河野重旨勧請、杵築神、安政五戊午年六月、河野通機勧
請○祭日、六月十四日

森原鎮坐

祭神、未詳○神体、神木

祭日、十月中「亥日」、大祭六度

建物、無し

金刀比羅神社

大平山鎮坐

祭神、崇德天皇・須佐之男命・大物主「大」神・爰田彦「大」神・天宇受賣命・

金山彦金山姫命*○神体、鉄鏡一、径五寸

由来、安永四乙未年三月九日、河野卓藏勧請

祭日、六月十日、大祭六度

建物、本社・鳥居

棟札、奉建立金毘羅社、安永四年未三月九日、内村祠官牛尾要人、願主卓藏○再建、文政九年丙戌正月廿七日、内村神主牛尾出雲弘孝、願主江尾小右衛門兼愛○再建、嘉永四年辛亥十月四日、内村神主牛尾土佐弘篤、願主江尾弘三郎兼參

淺間神社

漁山鎮坐

祭神、木花開耶姫命○神体、石、長二寸七分

由来、享保（和）元辛酉年七月十六日、甲斐国八代郡淺間神社より藤井宗敷勧請○縁起一巻あり、略之

祭日、六月十五日

建物、本社・鳥居

棟札、富士山仙現宮、天保式年卯如月吉日、藤井宗敷建立、神主牛尾出雲弘孝

○石見国那賀郡鍋石村漁山木花咲速姫命社、享和元年七月十六日、於甲斐国八代郡吉田村而藤井宗敷勧請、同十七日登福慈岳、得靈石而帰、是為当社之神璽

也、後文政十三年七月得神夢、天保二年一月廿七日、於当山初建正倉、以遷神靈、同年四月五日、神主牛尾弘孝祭之、同三年夏宗敷建社、而以六月十五日定為祭日也、当度嘉永二年六月宗雄再建、神主牛尾土佐正弘篤奉遷云

末社、奇石彦花炊根大人、祭神藤井宗敷、神体鏡一、嘉永七甲寅年四月廿七日、

藤井宗雄勧請、祭日六月十五日

小社七所**

阿地谷山の天満宮○同所の稻荷社○久保の薬師社○原の稻荷社○同所の原靈神

○大平山の瑜伽社***○同所の地主諸靈社

森神四十一所

大鉄穴山の衢神○丸子山****の丸子山神○ふいとう（フイトウ）の地主神○岸下の田神○羽出場の塚神○傳（蓮）乗坊の地主神○久保下の久保社神○平床の地主神○道免の荒神○紺屋河内の荒神○古布計の古三嶽（嶋）神○中尾の地主神○中尾後（同所）の地主神○墓（大）田の水神○阿地谷の地主神○同所の姥御前神○同所の鍋石神○同所の地主神○上竹の地主神○中井の地主神○大平山の地主神○稻荷山の地主神○鍛冶屋の地主神○大比良の地主塚神○地吉の地主神日御崎（比之美佐幾）神○地吉下の地主神○松原の地主神○中谷の二社権現社○半野田の塚神○原向の地主塚神○向山の地主神○向山下の地主神○墓の地主神○河本の地主神○曾根下*****の地主神○口屋の水神○口屋上の塞神○同所の地主神○樅木曾根の地主神○中河内の地主神○反田の塚神

*「那賀郡神社書上帳」では、「金山彦金山姫命」の代わりに「金屋子神」となっている。

**「那賀郡神社書上帳」では、「小社八所」とあったものが「小社七所」に改められている。

***「那賀郡神社書上帳」では、この後に「同所江尾靈神」とあったものが削除されている。

***「那賀郡神社書上帳」では、「山」の語はない。

***「那賀郡神社書上帳」では、「下」の語はない。

朽木村

八幡宮

金岡鎮坐○旧地宮岡

祭神、應神天皇・神功皇后・比賣大神○神体、木像三、長一尺二寸二分、一尺一寸、一尺三寸

宗雄云、青石一、長三寸二分、仏像一、長九寸、こは後に取除になる

由来、靈龜元乙卯年八月廿二日、藤原治部信正、靈夢に依り其臣金高源五左衛門に令し、曾祢山に勧請

宗雄云、或は朽木治部少輔ともあり、是は長安治部少輔にて此辺を知行し、金高は其臣下と思はる、然るに靈龜と有は附会なるへし

次に勝手山に遷坐、次に宮岡に遷坐、次に文政十三庚寅年八月、今の金岡に遷坐

宗雄云、曾祢山・勝手山ともに社地見えず

棟札、上葺金岡八幡宮、正徳三癸巳天八月吉祥日、施主当村氏子中、神主野上

甚右衛門義親、組頭次郎右衛門・角兵衛○神樂所再建、享保十六年辛亥八月吉祥日、神主野上山城、組頭次郎右衛門・同覚兵衛、惣氏子中○上葺金岡八幡宮、寛保元辛酉四月吉日、神主野上山城守義親、組頭次郎右衛門・覺兵衛、当村氏子中、遷宮人數覚、野上近江守・野上山城守・野上河内守・同甚右衛門・吉郎助、右立会相勤申候、四月十日○社再建金岡八幡宮、宝曆四年戊辰天四月吉祥日、

同藤太郎、惣子中

社領、除地高二石七升、此現米一石三斗八升八合○云々、朽木村八幡領打渡之事、一、田云云以上、田数壱町六反、分錢六貫百文、右之前為八幡之付置候、

於末代相違有間敷候由被仰出候、依為後日如件、天正五年三月三日、増野藤左衛門謹吉、朽木鼓頭次郎太夫殿參○朽木八幡領相渡候事、一、屋敷云云以上、

田武反三百三十歩、分米武石七升、屋敷共ニ文禄四年乙未十一月廿二日、ふ休休や。休賀。寺藏介。有三郎右。本源○馬惣左衛門。神主次郎左衛門殿、右

本文可被入御披見、ふしみへ持参申候以上、巳五月十一日、竹丹後○八幡宮地替証文之事、一、神前所云云、地所分八ヶ所、右者此度云云、文政十二庚八月、

十一人、八幡宮御社人野上清主様

社人、野上、家筋世代未詳○石見国那賀郡木東郷之内贊原刀祢譲之事、とちの

木次郎右衛門方預置候之条一定也、猶子々孫々可被相斗者也、仍為後日之状如件、文明四年壬辰六月一日、伊丹新次郎重親、花押、とちのき次郎右衛門殿○小阪誠とう之事、先前依助目信事候間、一筆書差遣し候、於帰郷少も不可有聊爾候、依一筆如件、永正九年五月廿三日、信永、花押、なかや藤右衛門殿

諏訪神社

諏訪谷鎮坐

祭神、健御名方神○神体、銅鑑二

祭日、十月中、大祭十六年一度

建物、本社・鳥居

棟札、再建、明治三庚午年閏十月廿三日、神主野上常磐・同後見鳥越高登、地

神主野上大和守義親、庄屋覚兵衛、組頭彦右衛門・同源右衛門○鳥居、文化二

乙丑八月吉日、神職野上睦頭義宣、庄屋五郎左衛門、組頭孫七・同民助○神樂所・鳥井、文政十三庚寅八月吉日、神主野上清主、村中○上葺小金岡八幡宮、

嘉永二乙酉四月十五日、神主野上大隅正藤原義方、庄屋八左衛門、組頭圓平・

同藤太郎、惣子中

山持主佐々木武七、山持主小松原常坪、庄屋藤井耕作・藤井三一、組頭領家圓

次・小松原光衛辻元・小松原治三郎

小社九所

六歩の大元社○角坂の大歳社○樽實（見）谷の大元社○青谷の大元社○大井谷
の大元社○綾塙の大元社○土淵の尾佐社○小森原の但馬妙見社○青谷の天満宮

森神三十所

真木（槇）尾の四所地主神○四郎河内の四所地主神○五反田の四所地主神○隣

河内の四所地主神○小深山の三所地主神○森岡の五所地主神○藏屋敷の三所地

主神○塚原の三所地主神○森屋上の四所地主神○横道の三所地主神○坂屋の四

所地主神○口屋の三所地主神○上古屋敷の三所地主神○うつ（宇都）迫の三所

地主神○田中の四所地主神○曾根の三所地主神○浴和田の四所地主神○新屋の

三所地主神○草田の二所地主神○森家貞（奥）谷の「四所」地主神○中屋の三

所地主神○あらさ（荒佐）の三所地主神○下槙尾の三所地主神○今山の靈代石

四所地主神○下長澤の三所地主神○同所の若森神○上長沢の三所地主神○指田

原の四所地主神○石川の五所大元神○助（郷）藏床の塚神

大坪村
大元神社
松栄山鎮坐
祭神、國「之」常立神○神体、木札
祭日、九月廿四日
建物、本社・神樂殿・鳥居
相殿、金屋子神社、祭神金山毘古神
未社、稻荷神社、祭神宇氣母智神、宝曆九己卯年勧請

大坪村
大元神社
松栄山鎮坐

祭神、國「之」常立神○神体、木札
祭日、九月十三日
建物、本社・神樂殿・鳥居
相殿、金屋子神社、祭神金山毘古神
未社、稻荷神社、祭神宇氣母智神、宝曆九己卯年勧請

程原村
大元神社
松栄山鎮坐

祭神、國「之」常立神○神体、木札
祭日、九月廿三日
建物、本社・神樂殿・鳥居
相殿、金屋子神社、祭神金山毘古神
未社、稻荷神社、祭神宇氣母智神、宝曆九己卯年勧請

程原村
大元神社
松栄山鎮坐

祭神、國「之」常立神○神体、木札
祭日、九月廿二日
建物、本社・神樂殿・鳥居
相殿、金屋子神社、祭神金山毘古神
未社、稻荷神社、祭神宇氣母智神、宝曆九己卯年勧請

程原村
大元神社
松栄山鎮坐

祭神、國「之」常立神○神体、木札
祭日、九月廿一日
建物、本社・神樂殿・鳥居
相殿、金屋子神社、祭神金山毘古神
未社、稻荷神社、祭神宇氣母智神、宝曆九己卯年勧請

程原村
大元神社
松栄山鎮坐

祭神、國「之」常立神○神体、木札
祭日、九月廿日
建物、本社・神樂殿・鳥居
相殿、金屋子神社、祭神金山毘古神
未社、稻荷神社、祭神宇氣母智神、宝曆九己卯年勧請

程原村
大元神社
松栄山鎮坐

祭神、國「之」常立神○神体、木札
祭日、九月廿九日
建物、本社・神樂殿・鳥居
相殿、金屋子神社、祭神金山毘古神
未社、稻荷神社、祭神宇氣母智神、宝曆九己卯年勧請

程原村
大元神社
松栄山鎮坐

祭神、國「之」常立神○神体、木札
祭日、九月廿八日
建物、本社・神樂殿・鳥居
相殿、金屋子神社、祭神金山毘古神
未社、稻荷神社、祭神宇氣母智神、宝曆九己卯年勧請

程原村
大元神社
松栄山鎮坐

祭神、國「之」常立神○神体、木札
祭日、九月廿七日
建物、本社・神樂殿・鳥居
相殿、金屋子神社、祭神金山毘古神
未社、稻荷神社、祭神宇氣母智神、宝曆九己卯年勧請

程原村
大元神社
松栄山鎮坐

祭神、國「之」常立神○神体、木札
祭日、九月廿六日
建物、本社・神樂殿・鳥居
相殿、金屋子神社、祭神金山毘古神
未社、稻荷神社、祭神宇氣母智神、宝曆九己卯年勧請

程原村
大元神社
松栄山鎮坐

祭神、國「之」常立神○神体、木札
祭日、九月廿五日
建物、本社・神樂殿・鳥居
相殿、金屋子神社、祭神金山毘古神
未社、稻荷神社、祭神宇氣母智神、宝曆九己卯年勧請

程原村
大元神社
松栄山鎮坐

祭神、國「之」常立神○神体、木札
祭日、九月廿四日
建物、本社・神樂殿・鳥居
相殿、金屋子神社、祭神金山毘古神
未社、稻荷神社、祭神宇氣母智神、宝曆九己卯年勧請

愛宕神社
長久山鎮坐○棟札、建保二甲戌年勧請

祭神、迦眞土神

祭日、三月廿四日

建物、本社・拝殿・神樂殿・鳥居

大元神社

祭神、國「之」常立神○神体、木像

祭日、九月七日

建物、本社・神楽殿・鳥居

次に對馬守、次に吉太夫、次に和泉守、次に豊後守、次に大隅、次に主膳、次に織部、次に河野弘なり

大元神^{*}社

川角山鎮坐

祭神、國「之」常立神○神体、石像

祭日、定無し

建物、本社・鳥居

天満宮

郷田山鎮坐○寛政六甲寅年八月、郷田の上より遷す

正中四丁卯年勧請、或は嘉慶元丁卯年とあり

宗雄云、長安大和守兼政の勧請とそ

祭神、菅原道眞公○神体、木像

祭日、八月廿三日

建物、本社・神楽殿・鳥居

*「那賀郡神社帳邑智郡神社帳 下」では、「神」の語はない。

八幡宮

永嶽山鎮坐○享徳元壬申年勧請

宗雄云、長安治部少輔兼澄の勧請とそ

祭神、神功皇后・應神天皇・玉依姫命○神体、木像

祭日、八月十五日

建物、本社・神楽殿・鳥居

相殿、天満宮、祭神菅原道眞公、寛政三辛亥年勧請

末社、金刀比羅宮、祭神金山毘古神・大物主神、延享四丁卯年勧請、旧号金毘

羅社、祭日三月十日

宗雄云、讚岐国象頭山の金刀比羅宮は玉櫻に大物主神なり、後に崇徳天皇を

配祭せり、金山彦命と云ふは金字より思ひ付たる杜撰にて更に謂なき妄説な

りとあり

同、相殿、大社、祭神大國主神、慶応二丙寅年勧請

社人、岡本氏、家筋初代岡本上総守、次に掃部守、次に喜太夫、次に遠江守、

次に佐七、次に但馬守、次に掃部允、次に長左衛門、次に喜太

夫、次に因幡守、次に山城守、次に志津摩、次に木工正、次に多忠、次に健男、

次に岡本重幸なり

横谷村

大元神社

祭神、國「之」常立神○神体、木像

祭日、九月廿日

建物、本社・神楽殿・鳥居

大元神社

祭神、國「之」常立神○神体、木像

祭日、八月十八日

建物、本社・神楽殿・鳥居

相殿、河内神社、祭神速秋津比古神*、祭日九月十八日

*「那賀郡神社帳邑智郡神社帳 下」では、貼紙の上に朱筆で「不詳」とある。

西河内村

八幡宮

大光山鎮坐○応永三丙子年勧請

祭神、應神天皇・神功皇后○神体、木像

祭日、九月十五日

建物、本社・神楽殿・鳥居

相殿、須佐之男神社、旧号天王神、明治四辛未年正月改称

同、天満宮、祭神菅原道眞公

大元神社

祭神、國「之」常立神

祭日、定無し

建物、本社

笛目原村

大元神社

森か山鎮坐

祭神、國「之」常立神○神体、木像

祭日、八月廿日

建物、本社・神楽殿・鳥居

相殿、河内神社、祭神速秋津比古神*、祭日八月廿日

大元神社

祭神、國「之」常立神

祭日、九月六日

門田村

大元神社

祭神、國「之」常立神

祭日、九月六日

日高村

大元神社

松永山鎮坐○天保十三壬寅年九月、旧地冲城山より遷す

祭神、國「之」常立神

祭日、九月六日

建物、本社・神楽殿・鳥居

大元神社

祭神、國「之」常立神

祭日、九月十九日

建物、本社・神楽殿・鳥居

大歲神社

見光山鎮坐○神龜元甲子年勧請

祭神、大年神○神体、木像
祭日、八月廿六日

建物、本社・神樂殿・鳥居
社領、無し、社祿現米二石

相殿、松尾山の*若宮、祭神仁德天皇、神体木像、旧号王子八幡宮、明治四辛未年正月改称、祭日八月廿六日

同、金刀比羅宮、祭神大物主神、旧号金毘羅社、祭日十月十日

同、天満宮、祭神菅原道眞公、万延元庚申年勅請、祭日二月十五日

同、駒川内神社、祭神詳ならず、旧号妙見宮、祭日八月朔日

社人、野上氏、家筋初代野上長太夫、次に勘右衛門、次に内膳、次に信濃、次に河内、次に越後、次に丹後、次に筑後、次に野上正鏡なり

稻穂神社

千稻穂山鎮坐

宗雄云、此山は高木山とも城山とも云ふ、高木は高城か、千稻穂は近頃名たるものなり

祭神、食稻魂神○神体、劍

宗雄云、近來山中より剣の見たるか神異もありて祀れり、社伝に神龜三丙寅年以來の書記ありとあるは信かたし

祭日、六月十日

建物、本社・神樂殿・鳥居

大元神社

祭神、國「之」常立神

祭日、定無し

建物、本社

*那賀郡神社帳邑智郡神社帳

下」では、「松尾山の」の語はない。

津門神社
波子村

海乘山鎮坐○式内

祭神、胸鉢比賣命○神体、木像、長三尺二寸三分

宗雄云、頭註に津門神社一坐正四位上田心姫命遷筑紫宗像、寛平三年辛亥鎮坐、昌泰元戊午之七月、正四位上至云、鎮座云津門所之名也とあるは

憶説なること、元慶元年後の鎮坐と云ことの非なる由は別に云るか如し、私考に社家の説に宗鉢女命とあるも頭註に依れるならむ、又十羅刹女とあるを思ふに宗像神の女神にて数多坐ますより彼の仮名を負せたるならむとも思ゆれと、共に津門の文字に応はす、神体も男形にて弓矢を執る、又頭註に所名とあれと津門と云へき地に非す、按に津門首の祖神にて姓氏錄に河内国神別天神の部に津門首神饒速日命六世孫伊香我色男命之後也、また攝津國皇別に津門首櫟井臣同祖米餅搗大使主命之後也なとあり、此攝津なるは和爾部朝臣大春日朝臣等と同祖にて孝昭天皇の皇子天帶彦国押人命の御裔なり、この二の内いつれならむ、尚考へし

由來、出雲国日御崎より来牒に、「一筆令^一啓達^一候、然^者今度依^レ有^一子細之旨^一、日御崎撰社末社之儀、從^レ檢校殿^一被^レ改^一置之^一候^一文証^一等於^レ有^レ之^者可^レ被^レ差出

候、委曲稻田金吾御旨含候、恐惶謹言、八月廿三日、赤坂主鈴吉視、花押、大野治部貞種、花押、船道内記殿○雲州日御崎草大破、檢校使者江府ニ相詰、修復建立之御願申上候處、願狀証文等御奉行所御請込被為遊候、依之日御崎両本社境内末社其外自国他国撰社末社相改、建立願目錄認、江戸へ被遣候時石州波志浦ノ社・隱浦之社為見分、日御崎撰社神門郡栗津大土神社神主罷越、波子浦社當職内記殿、庄屋和田八郎門殿ニ令対談、御社^井神主等書付請取寵帰者也、

元禄十年丁丑八月廿七日、稻田金吾秀貞、花押

宗雄云、当社と嘉久志村の十羅刹社と共に日御崎社に由緒ある社なり、其は永延元年六月、石見国波志・加久志、当国七郷を賜由し日御崎小野家の系に載たり、八郎門、本のま、

式内

祭日、九月九日

建物、本社・幣殿・拝所・神楽所・神庫・鳥居

棟札、慶長十乙巳年八月二日、新建立津渡神社○修葺石見国那賀郡津門神社一字、于時享保十四年己酉九月八日、城主松平周防守康豊、裏に松平新清撰、大宮司二宮内記代、文は略す○再建、宝曆十庚辰年九月八日、庄屋横田文兵衛、大宮司二宮出羽守藤原正完○神輿記、明和三丁亥年九月九日、黒川甚左衛門・野海政四郎・黒川房右衛門・佐々木十次郎、其外氏子云云、庄屋黒川賀藤太、大宮司二宮出羽守藤原正完○本殿・拝殿一字、安永六丁酉年十一月十五日、庄屋黒川嘉兵衛○屋根替、天明七丁未年九月八日○上葺、寛政三辛亥年十月九日、庄屋文兵衛、神主二宮肥後○同、享和三癸亥年三月十五日、縫殿亮、世話人長戸氏小三郎○同、文化五戊辰年九月七日、庄屋横田彦四郎、大宮司二宮縫殿亮藤原正秀○津門大明神瑞神樂神殿一字、文政四年辛巳九月七日○上葺、文政七年甲申長月八日、此分二枚あり○再建鳥居、安政元甲寅年七月○本殿上葺、安政六己未年九月八日、庄屋横田忠左衛門、大宮司千代延大炊亮藤原正弘・美濃正藤原正親

社領、除地高十五石、此現米七石一斗一升一合

末社、薦妙見（現）早脚社、神体木像一①、棟札、再建、文化五年戊辰九月十四日、願主中間屋中村太郎兵衛①、再建、慶応二丙寅年霜月廿八日、大願主中間屋中村太郎兵衛①、八重葎に津門神社の神の漂着の地を神江と云ふ、是を拾揚て養ひし夫婦の者の家を中間と云ひ、当時の亭主を多良兵衛といふ、此家に

不淨をなせは祟ありとあり

宗雄云、此八重葎の説は他にもありたれと忘れたれハ宙に覚へし僕を少か云む、其は女童ありて当地に漂ひ着きしを夫婦の者みあたりて養し奉れるに、後に出雲国に帰むと竊に逃出て嘉久志にて暫し隠れ、また走りたるを夫婦は後を慕ひて出雲国の中まで行たるに留る事を得す、彼夫婦の者を則ち薦妙見早脚大明神と祀る由なり、是は本書の出たるとき校合すへし、何か由ありけり聞ゆ、薦妙見は或人臣津野命と布帝耳命と云り、早脚ハ林の地名なるへし、正応元年神門郡園村地頭職、芦渡・古志等之神田を賜由、小野家の系にあり

同、浦恵美須（寿）神水神龍神社、神体木像三

同、祇園社、神体木像五、享保二丁酉年六月勧請、棟札新建立祇園宮、享保三年戊戌十月廿四日、庄屋和田與惣三郎、浦庄屋和田八郎右衛門、神主二宮左近正・同内記正、裏に右者祇園尊神、享保二年酉六月十四日奉初勧請、則毎六月十四日御祭礼ト相定、如件①、上葺、慶応二年丙寅四月、庄屋千代延市右衛門、大宮司千代延美濃正

同、金刀比羅社

社人、津門萬、家筋本明山城主家臣千代延藤左衛門末孫千代延肥後、寛延四年正月、神職相成、萬まで五代相続○書類に永代壳渡申津門神宮社領田畠屋敷社役之事、一、高拾五石前十羅刹御神領田畠高、但永否場所山川共ニ無残、此免代銀八拾文錢四貫式百七拾六匁、一、御公領屋敷畠高八斗六、此処損、是又永代壳渡申此代同四百目也、一、社役神主役大夫職、一、津門神社并御縁起壹通、一、御神宝、但御鏡壹対、ほこ壹本、一、御水帳一冊、一、御本所裁許状式通、但御立宣紙、一、十羅刹御社領内宮菌ノ明見早足_御天神宮、一、氏子波子村中半分、右七品代料壹貫式百目、右代物都合五貫八百七拾六匁、但八拾文錢ニ而慥ニ受取申候処、紛無御座候云々、寛延四辛未年九月晦日、宮社壳主二宮主殿、証人敬川村社人二宮近之助以下廿二人名略、前書

之通相違無御座候故、奥印如件、波子村組頭伊三郎、同村幸右衛門、同村庄屋

高田村善兵衛、宇野村文左衛門殿、助右衛門殿

八幡宮

古城山鎮坐

祭神、應神天皇・仲哀天皇・神功皇后・住吉大神・武内宿祢○神体、木像五、

長九寸五分、七寸、五寸四分、六寸二分、五寸四分

祭日、八月廿九日

建物、本社・拝所・神樂所

棟札、一、波子村八幡宮御棟札之事、一、天文拾九庚戌年、毛利元就公御代一

朽葉下總守道吉之御建立、則御紋一。其時御神領田八段、時ノ物申源左衛門、名主與惣左衛門・重良兵衛、其次時ノ神主民部左衛門、地下名主木工之助藤三郎、この棟札、元禄五壬申夏□□取出し焼失○奉建立波子村屋地神、慶長十九年十一月廿五日、以下名字消、裏に孫三郎

宗雄云、此棟札何社のなりや詳ならず

石州波子村小城山八幡宮再建立新殿一宇、寛延三庚午年九月廿八日、村主黒川善兵衛守信以下三人名略、惣産子中、社司二宮主殿正次、裏に再建舞殿一宇、同年同月日、願主乃海次左衛門○上葺、宝曆十三癸未年八月廿八日、村主横田文兵衛以下四人名略、社司二宮豊前守正次○上葺、明和八辛卯年八月廿八日、村主黒川嘉兵衛、社司二宮内記正春○同、安永九庚子年八月廿八日○上葺并拝所新建立、寛政十戊午年八月廿八日、庄屋敬川村横田彦四郎、神主二宮播磨藤原正吉○惣社古城山八幡大神、上葺文化七年庚午八月廿八日○天羽車、同年月、施主磯屋白石氏平右衛門○八幡五柱太神、上葺文政五壬午年八月廿八日、庄屋以下名略、神主二宮伊勢藤原正往○上葺拝所再建、天保十己亥年八月廿八日、神主二宮近江正藤原正矩、庄屋浦年寄兼横田謙徳以下名略、但一枚あり○上葺、嘉永七甲寅年八月廿八日○同、明治二己巳年八月廿八日、神主二宮宇佐之輔藤

原止輝

宝器、刀一、二尺五寸六分、朝鮮征伐武運叶帰國時寄附、船頭・中村両家宝物、

二宮家止相成伝者也、無銘、柄木ニ正宗トアリ

社領、除地高八斗、此現米四斗五合

末社、若宮【社】

同、金刀比羅神稻荷神白石靈神社

社人、二宮諭、家筋永仁中船頭監物当社職ニ相成、其後中村、又二宮と改、右

監物より諭まで二十一代相続、津門神社寛延中売渡し、敬川村社職は二宮出雲

三男近之助ニ譲る

宗雄云、永仁五年の頃船頭監物、次に右近太夫正俊、次に治左衛門正成、次に采女太夫正家、次に源左衛門正勝、次に民部左衛門正氏、この二人天文十九年の棟札控にあり、次に弘治三年の頃中村石見守正精、次に天正九年の頃式部正友、次に二宮左馬之助正附、次に左近太夫正忠、次に内記正重、次に右京進正時、次に内記正次、次に出雲正宗、次に豊前正次、次に主殿正清、

次に内記正春、次に播磨正吉、次に伊勢正往、次に近江正矩、次に諭正武にて廿一世なり、但し今の二宮は船頭氏の裔とは思はれず、其は正徳二壬辰年四月三日に船頭圖書より二宮左近に十羅刹女証文合六通、また書付三通、府中市式の証文、寛永八未極月十日十五石名寄帳一冊を引渡したる状二通あれハなり、此船頭圖書は敬川村妙見社の正徳二年の棟札に鼓頭船頭圖書とありて二宮家より別と思はれ、此船頭家に当社また十羅刹女社を持たるか、寛永八年までの頃二宮家に譲りたるものにて、同九年に左近太夫正忠が始て裁許状を頂戴したるにて知へし、かくて船頭家は別に鼓頭にて在しか、正徳二年に右書類を引渡したるものなり、此船頭は美濃郡の仙道村に由ある氏なるべし、また此子孫今もあらむ、尋ねへし○さて敬川村社職は寛永廿年癸未正月廿五日宇津卷宮内より二宮左近引受たるか、五代ばかり持伝へ、延享四年に

出雲正宗の三男近之助に譲り、十羅刹女社は寛延四年に津門家に売たるなり
 許状、石州那賀郡箭子村八幡宮之祠官左近太夫正忠、恒例之神事祭勤之時、可
 着風折鳥帽子狩衣者、神道裁許状如件、寛永九壬申年六月廿五日、神道管領長
 上ト部朝臣、印、この外後尚あり

大年神社

古城山鎮坐

高田村

大年神社

祭神、大年神○神体、木像一、長一尺五寸、一尺四寸三分

祭日、九月廿九日

建物、本社・鳥居

棟札、大年大明神稻倉玉尊、文政六年癸未九月廿九日、庄屋横田五郎三郎、神

主二宮伊勢、この棟札に式内とあれと黒色新し○再建、嘉永元戊申年九月廿八
 日、式内大歲神社稻倉魂尊、神主二宮近江頭正矩、庄屋敬川村横田五郎三郎
 小社六所

小社六所

津門社領地の荒神社○同所の天満宮、神体木像、慶長十年水帳に天神免あり○

同所の靈社○古城の地主社、棟札再建地主宮、貞享第三甲寅年^(内カ)、大檀那和田氏八良右衛門・五郎左衛門、文に石州那賀郡箭里波子浦和田氏苗栄從「往古」為二
 氏子繁昌至云、再建地主大明神、明治三庚午年十月初亥日、大願主山藤六三

郎、神主二宮諭藤原正武、また和田大内藏靈社と申伝ふ○町の惠毘須社○宇津

の稻荷社
 棟札、大年大明神稻倉玉尊、文政六年癸未九月廿九日、庄屋横田五郎三郎、神
 主二宮伊勢、この棟札に式内とあれと黒色新し○再建、嘉永元戊申年九月廿八
 日、式内大歲神社稻倉魂尊、神主二宮近江頭正矩、庄屋敬川村横田五郎三郎
 小社六所

森神二十六所

津門社境内の地主神○同所の地主神○同所の地主神○同所の地主神○同所の地
 主神○津門社領地内の^{大元}神○同所の地主神○同所の地主神○同所の地主神○
 同所の地主神○惠木の塚神○大向の塚神○古城山の地主二十六所神○宮前^の地
 主神○同所の塚神○城の四所地主神○城地主山の和田水神○同所の六所地主神
 ○早稲田の地主神○木田屋の地主神○城曾根の二所地主神○城後の二所地主神

久代村

○城幸塙の地主神○前川の水神○新屋の水神○湊屋の水神
 *「一に三つ星」の神紋か（丹羽基二『神紋総覽』講談社学術文庫、二〇一六年、
 一二四頁参照）。

上ト部朝臣、印、この外後尚あり

寺塔鎮坐

大年神社

祭神、大年神・宇迦之御魂神○神体、木像一、長八寸、六寸五分

祭日、十一月十一日

建物、本社

棟札、奉造立大明神宝殿一字、慶長十七壬子年霜月吉日、石州那賀郡伊甘郷之内

高田村、垂跡玉フ大明神社頭建立成就之攸、檀那壬申源兵衛○造立、正徳四

歳甲午十一月吉祥日、神主三戸玄蕃、庄屋和田八郎左衛門○新建大歲大明神天

羽車、天保九戌戌年十月十三日、神主三戸加賀正、願主黒川善兵衛○再建立、

同年十一月、庄屋波子村横田謙徳

小社一所

椎原（木）の地主神

姓作の大元神○寺浴（塔）の地主神○同所の荒神○同所の地主神○同所の地主
 神○同所の地主神○同所の地主神○同所の地主神○同所の地主神○河内の猿淵
 神○椎平の塚神○湯屋の塚神○同所（椎平）の塚神○上権の塚神

森神十四所

大年神社

大年山鎮坐○旧地舊さき

祭神、未詳○神体、幣
祭日、十一月一日

建物、本社

棟札、奉新建立大元尊神本殿一字、天明四年甲辰霜月吉旦、祭主上府村千代延宗雄云、此辺大年神の靈代大概男女二軀あり、女体は宇迦魂神と思はる由ある事なるへし、夫婦には非す、此處の女体の長の長し給へるにて知へし

祭日、九月廿一日・十一月十日*

建物、本社・拝所・神樂所・鳥居

棟札、奉建立大明神社檀一字、石州那賀郡伊賀之内久城村大歳大明神檀既破壊

云云、施主為本願當役人宇津卷八郎左衛門、十二歳伍姓氏子ニ合掌神員鎮坐云

云、于時元錄五年壬申九月下旬廿七日○修覆、元文三戊午九月下旬九日、府中

郷内久代村大明云云、施主庄屋宇津平右衛門云云、社司三戸玄蕃・千代延形部

○羽車再建、宝曆二壬申三月、大願主宇津平左衛門、延主三戸越後守・同千代

延信濃守○上葺、宝曆十庚辰九月廿日、庄屋宇津常右衛門、社司三戸越後・千代延信濃○拝殿上葺、文化十四丑十二月、庄屋德三郎、社司千代延藤原吉里○

文政五年四月吉良辰、当社祠官三戸加賀・千代延山城、久代邑大歳大明神、往

古ヨリ以来、此處^跡垂玉^比當村^乃本居ト奉崇^礼母、是迄神祇管領家^江書加無

之、依^而此度大願主庄職宇津氏重敬、浦年寄三明氏久行、其外大小產子共、心

乎^{同志}云云、祠官職号願出成就攸云云、村方庄屋重良右衛門○上葺、天保十年

己亥九月廿日、神主三戸加賀正・千代延能登正、庄屋宇津重良右衛門○上葺、

安政六年己未八月廿日、神主三戸肥後正・千代延能登正、庄官谷田古藤吾、浦

年寄三明與三次○鳥居再建、右同年同日
宝器、鏡一、徑七寸

森神四十八所

庵床の荒神○同所の二所靈神○坊の地主神○馬打下の荒神○稻荷の地主神○同

所の地主神○船（船）庭の水神○同所の水神○上原の地主神○山崎の水神○中

市の一所地主神○鳥落の二所地主神○同所の地主神○宇津割の一一所地主神○同

大元神社

末社、稻荷社

大元山鎮坐

所の水神○同所の二所地主神○空屋敷の地主神○大久保の二所地主神○同所の地主神○同所の地主神○寺床の水神○庵床の二所地主神○稻葉の二所地主神○同所の二所地主神○同所の地主神○同所の地主神○大年「山」の地主神○船（船）庭の二所地主神○同所の水神○長谷の二所地主神○同所の水神○濱添の十一所地主神○寺床の五所地主神○同所の水神○伊木の四所地主神○包屋敷の三所地主神○同所の塚神○スゲンゾヲ（修驗藏）の四所地主神○田屋の三所地主神○西河市の三所地主神○端川の水神○川端の水神○同所の水神○同所の水神○鰯田の二所地主神○的場の地主神○市樂の地主神○坊上の水神
*「那賀郡神社書上帳」では、十一月十日の祭日の記載はない。
**「那賀郡神社書上帳」では、「同所、三明靈社」は「字庵床 宇津靈社」の後に置かれており、したがって「庵床」に所在する小社ということになる。

保十二辛丑年八月初六日、惣子中、庄屋谷田五良左衛門重定、神主上府中千代延能登正吉保、大工棟梁國分村竹迫吉左衛門
嚴嶋神社

天妃山鎮坐

祭神、市杵嶋姫命○神体、木像、長七寸六分

祭日、六月十七日

建物、本社・拝所・鳥居

棟札、奉造創辨財天宝社一社、石州那賀郡谷田一円鎮守、願主谷田五良左衛門尉重雄、元禄九丙子蒼天仲春上九吉鳥、令遂御正体御鏡一面開眼供養遷宮畢乎、下府村光明寺法印真阿敬白○奉建立辨財天宮殿一宇、寛保三壬戌年十二月吉祥日、石州那賀郡國分村谷田、施主谷田五良左衛門尉○奉修大聖歡喜大浴油供法一七箇日、社頭安寧所、宝曆九己卯稔孟奉摩訶吉辰、良松山光明寺○奉再建立

拝殿、寛政十一己未五月、大願主谷田五良左衛門兼重
宝器、鏡一、徑三寸九分

末社、谷田靈神

大年神社

唐鐘浦「琴高山」鎮坐

祭神、大歲神○神体、木像、長七寸一分

祭日、九月十九日

建物、本社・釣屋・拝所・神樂所・鳥居

宗雄云、國分寺霧靈神社は式に近摩郡に入るは、恐らくは後人の所為ならむか

建物、本社・拝所・鳥居

棟札、奉再建立國分寺霧靈神社一字、天下泰平国家安全、文化乙丑二月吉祥日、大願主庄屋本重藏、社司上府千代延山城藤原吉里○奉修護鎮守社一字、天

郎、神主千代延山城藤原吉里○再建神樂殿、文政七甲申九月、右三人同名○葺

替琴高山大歳大明神、大年寄谷田五郎左衛門・谷田古藤吾、浦年寄伊藤幸十郎、
神主千代延能登正吉保、天保壬寅穂見月吉日○葺替、万延元庚申六月廿日、大
年寄谷田古藤吾・同苗五郎左衛門、神主千代延能登正吉保

祇園神社

岩黒山鎮坐

祭神、須佐之男命○神体、木鏡

祭日、六月十四日

建物、本社・拝所

棟札、勧請祇園三社、寛延二己巳六月十四日、社司千代延信濃藤原吉鎮、大願
主權三郎・藤左衛門・三良左衛門、惣産子中○再建、寛政十戊午五月、社司千

代延東藤原吉治○再建唐鐘浦祇園宮、昔向唐鐘江勧請有之、然所中古山根屋八

郎右衛門抱乃山内勧請安坐、然所云、元祇園宮敷地四方三拾間余乃場所江文政

十丁亥三月十二日、奉遷云云、神主千代延氏藤原吉里、大年寄谷田五良左衛門、

浦長谷田善次郎、其外略之、惣産子中○再建、天保一辛卯年十一月十八日、千

代延山城、大年寄谷田五郎左衛門、浦長谷田藤左衛門・伊藤倉次郎○修覆、天

保九戌十月、千代延山城吉里・同能登吉保

小社十所

谷田の山祇社○谷田の稻荷社○谷田の靈社○大元の大元社○金周布の恵比（毘）

須社○岩黒の金刀比羅社○波戸の恵美（毘）須社○同所の嚴嶋社○唐鐘の〔町〕

恵比（美）須社○中藏の心吉社

森神十六所

谷田の水神○出口の水神○アゼチの地主神○着の地主神○中屋の地主神○同所

の地主神○同所の地主神○同所の地主神○大元の地主神○中屋の清筵神○大元
の地主神○同所の地主神○同所の地主神○中尾の三所地主神○唐鐘松原の物部
神○岩黒の地主神

森神二十一所

小社七所

三本杉の千代延靈社○本明の稻荷社○晝烟の大明神○本明山の稻荷社○中代の
稻荷社○上**山根の大明神○三百田の牛王社

本明村

八幡宮

古城山鎮坐

祭神、應神天皇・神功皇后○神体、木像

祭日、八月廿四日

建物、本社・神樂所・鳥居

社領、除地高三斗、此現米五升八合
權現神社*

本明山鎮坐

祭神、事解男尊○神体、木像

宗雄云、直に權現と称するは熊野權現なる事、この社にて察るへし

祭日、六月十日

建物、本社・拝所

三嶋神社〔天満宮〕

三本杉鎮坐

祭神、未詳「相殿管原神」○神体、木像

祭日、十一月十五日

建物、本社

相殿、天満宮

小社七所

森神二十一所

松下の地主神○古屋敷の地主神○地生原の地主神○藏元の塚神○小(古)屋敷

の地主神○府茂の靈神○同所の河内神○三本杉の塚神○大町田(大田町)の地

主神○休木の地主神○的場の地主神○千坊の靈神○野越の猫神○登尾の大元神

○土井上の大年神○廣(庵)塔の犬神○宮塙の塚神○前鉢(鑪)の地主神○漆

原の地主神○田屋の地主神○大前の河内神

*「那賀郡神社書上帳」では、「權現社」の上に貼紙して「金刀比羅神社」とある。

**「那賀郡神社書上帳」では、「上」の語はない。

森神二十所

牛王曾根の若一王子神○宮有谷の大歲神○蟹谷の地主神○同所の水神○同所の

御崎神○同所の若宮神○同所の牛頭神○同所の山神○白石の岩間戸両神○同所

の御崎神○白金原の地主神○同所の塚神○向河内の地主神○別府山の原地主神

○石原の塚神○城尾の塚神○川邊の水神○中挾の大元神○大谷の太夫神○空鍛

冶屋の牛頭神

小社十一所

原の靈「神」社○櫻元(本)の杵築神櫻神○原の稻荷社○白石の大元社○坂根

の地主水神山神稻荷社○古殿の稻荷嚴嶋社○湯谷主屋の地主社(神)○觀音山

の嚴嶋神金毘羅(金刀比羅)神瑜伽社○湯谷の町恵美須社○同所の稻荷神三嶋

神伊豫「神」社○伊豫谷の三嶋神伊豫社

社領、除地高二石、此現米一石三升七合

末社、若宮神稻荷社

社人、門、家筋天正年中、門新兵衛當社神職となり、屋茂まで九代相続

乙明村

大元神社

在所未詳○旧地今福村岩塚谷

祭神、詳ならず

祭日、十月十五日

建物、本社

上有福村

八幡宮

別府山鎮坐

祭神、應神天皇・神功皇后・三女神○神体、木像、古体二、新体三

由来、徳治中、豊前国宇佐より勧請と言伝へ、永禄八年焼失の後、吉川駿河守

造営と云ふ

祭日、八月廿七日

建物、本社・幣殿・神楽所・鳥居

下有福村

八幡宮

宮山鎮坐

祭神、譽田別命○神体、木像

由來、応永二十三丙申年、豊前国宇佐より勧請と言伝ふ

宗雄云、応永二十三年下有福を分村して当社をも上有福より分幣せしなら

む

祭日、八月廿五日

建物、本社・幣殿・神楽所・鳥居

社領、なし、但し上有福社領二石の内一石当社へ配分

末社、稻荷社

小社一所

■長庵の杵築「神」社

森神六所

■長庵の地主神○同所の地主神○同所の地主神○中堺の地主神○大元驛（塔）
の大元神○火谷の地主神

森神五所

建物、本社・拝所・神楽所・鳥居

祭日、十月十八日

祭神、天津日高日子穗瓊々杵命○神体、木像

宗雄云、若一王子は熊野権現と同神なり

姉金村

大歳神社

森山鎮坐

祭神、大歳神○神体、木像

祭日、十月十九日

建物、本社・神楽所・鳥居

小社三所

上原田の大元社○佐吉上の地主社○芦谷の稻荷社

森神五所

上原田の水神○可（加）太羅田の地主神○堂塔（ドウ／＼）の地主神○鍛冶元
の地主神○道塙の地主神

宇津井村

大歳神社

沖原山鎮坐

祭神、大年神○神体、幣

祭日、十一月十二日

建物、本社・神楽所・鳥居

末社、稻荷社

同、地主社

大元神社

中原鎮坐

祭神、未詳○神体、幣

祭日、十一月中「臨時祭之」

建物、本社・神楽所

大歳神社

小山鎮坐

祭神、大年神○神体、石一、木像一

若一王子神社

大津村

祭日、十月廿五日

建物、本社・神楽所

大元神社

千谷鎮坐

祭神、未詳○神体、幣

祭日、十一月中「臨時祭之」

建物、本社・神樂所

小社十三所

柱塙の大歳社○坂原の金刀比羅社○下後の稻荷社○山根の地主社○寺上の靈
「神」社○上貫田の地主社○土居の荒神社○田屋「上」の地主社○上部屋の稻
荷社○落合の若宮社○市木原の地主社○紺屋の地主社○佛塙の大歳社
森神三十六所

祭日、九月廿九日

建物、本社・神楽所・鳥居

棟札、新建立妙見三社鎮坐、宝曆六丙子二月廿五日、庄屋甚九郎、依念願云

○建立妙見三社、宝曆十一辛巳十月、古来ヨリ木ノ根ニ祭リ奉ル、庄屋長左衛
門、奉新建立、然所云云、庄屋上府村勝田倉右衛門^井清右門・五郎右門・嘉右
門、其外惣子中、社司府中藤原氏三戸越後正○上貢、安永四年末十一月、大

願主庄屋宇野村河野文左衛門、組頭九左衛門、惣子中、社司上府中三戸淡路
○新建拝殿、享和二壬戌九月、大願主庄屋廣右衛門、組頭徳次郎・文三郎、神
主三戸玄蕃善里○奉安鎮御神体妙見宮、天保九戌戌十一月、神主三戸加賀正吉
房、願主村主黒川村宇津茂助、組頭三浦彦右衛門・岡本豊藏

森神九所

森谷の大元神○西市の地主神○寺田の荒神○庵（安）迫の地主神○狩集の地主
神○西坊寺（地）の地主神○巣山の地主神○中土居の地主神○竹内の地主神
○金田屋の地主神○中屋の地主神○横道の地主神○西迫の水神

* 「那賀郡神社書上帳」では、「妙見」の上に貼紙して「大年」とある。

妙見^{*}神社

宮山鎮坐

荒相村

八幡宮

横畠鎮坐

宇野村

祭神、大歳神○神体、木像、九寸九分

宗雄云、此祭神、社号と合はず、如何か

由來、縁起に荒相村妙見宮ハ大歳神の鎮坐なり云云、当村の内西河内持主波志
莊、海乘山津門社撰社園妙見宮・早脚大明神両社の後裔、中間屋の主中村太郎
兵衛世話にて嘉久志住人小川氏嚴水に神体を作らしむ、願主仮都土居東条重治
郎

祭神、應神天皇○神体、木像、長二寸三分

祭日、八月二十日

建物、本社・神樂所・鳥居

棟札、八幡宮造営、宝永二戌一月吉日、後野甚六・佐々木儀右衛門・岡本五右

衛門・近重彦右衛門、其外略之○寛政六年甲寅九月葺替、宇野村八幡宮、建久年

中勸請神体云云、神主三戸七五三三、庄屋後野村岡本孫兵衛、世話人組頭佐々

木弘治右衛門・同野村徳左衛門○同年鳥井○上葺正八幡宮、文化九年壬申八月、

神主三戸越後正、庄屋岡本類三郎、組頭佐々木喜十郎・野村徳左衛門○文政六年

癸未二月十五日上葺、神主三戸加賀、庄屋岡本孫兵衛○文政十一戊子二月十六

日上葺正八幡宮、神主三戸加賀、庄屋岡本孫兵衛、組頭野村林三郎、外四人略

○天保十一庚子二月十五日上葺、神主三戸加賀、庄屋岡本亀四郎、組頭大屋五

右衛門・同野村徳左衛門○嘉永二己酉八月十九日、神主三戸肥後、庄屋岡本亀

四郎、組頭野村徳左衛門・同大屋五左衛門○明治二巳三月廿一日上葺、神主三

戸千代治、庄屋勝田倉右衛門、組頭大屋五左衛門・野村徳左衛門・河野豊三郎・

尾門忠三郎

八幡宮
佐野村

祭神、玉依比賣（姫）「命」・應神天皇・神功皇后○神体、木像
由來、社伝に元禄元庚午年造営の書類あり

祭日、九月十四日

八旗山鎮坐

祭神、熊野神○神体、木像四、長一尺八寸五分、一尺五分、六寸五分、三寸、

鏡一、径八寸、無銘

宗雄云、棟札に熊野權現と有にて若一王子の熊野神なるを知に足る、神体の

長^短区々なる、漸次に置し物なり

祭日、九月十九日

建物、本社・拝所・神樂所・鳥居

棟札、奉建立若一王子社旦、享保十二歳丁未之三月下旬廿二日、熊野權現久須比命也云云、神主三戸玄蕃、庄屋又左衛門、願主寺之亦六・花園利兵衛迄十一人名略○再建拝殿、天保十一年庚子二月初五日、神主府中三戸加賀正藤原里房、庄屋龜四郎、願主真口太郎左衛門・棚屋長治迄十六人名略

小社五所

畠の大元社○井土の天神○火目の大天神

宗雄云、此辺天神と云は天満宮にて、天津神には非す、混すへからず

神谷の柿本社○白^オはな（鼻）の若宮社

森神四所

宮谷の大明神○大尾の大明神○同所の水神○上谷の三所地主神

相殿、大年神社、祭神大年神・倉稻魂神

佐野村

八幡宮

佐野村

八幡宮

祭神、玉依比賣（姫）「命」・應神天皇・神功皇后○神体、木像

由來、社伝に元禄元庚午年造営の書類あり

祭日、九月十四日

八旗山鎮坐

祭神、本社・拝殿・神樂殿・鳥居

社領、無し、社祿現米一石

相殿、大年神社、祭神大年神・倉稻魂神

同、衣毘須神社、祭神事代主神

末社、若宮、祭神仁德天皇、神体木像、旧号若一王子、祭日九月九日

同、地主社、祭神詳ならず、慶応三年卯年村中所々より合併遷坐、祭日十月十

社人、近重氏、家筋初代近重七郎左衛門、次に彦三郎、次に左馬之佐、次に仁兵衛、次に治部、次に信濃、次に左馬之佐、次に治部、次に信濃、次に修理、次に頼母之佐、次に渚、次に陸奥、次に近重美穂なり

天滿宮

梅松山鎮坐

祭神、菅原道真公○神体、木像

祭日、三月廿五日

建物、本社・神樂殿

祭物、本社

祭日、十一月五日
祭日、十二月五日

棟札、奉再建藏王大權現八幡大菩薩稻荷大明神、安政竜舎己未春三月十日遷坐、
高野山慈雲禪寺兼住、現安國廿五世象嶽和南記、外氏子五人名略之

田原村
大年神社
祭神、詳ならず○神体、木像
祭日、十月六日
建物、本社

間田云々、以上田数一町四反、分米四石武斗定、惣并而田数四町五反半三千步、
分米拾五石、反錢拾三貫六百七拾四文、天正廿年七月廿一日、次郎兵衛肥前守
助兵衛二維西堂侍者禪師、右本文可為入御被見、ふし見(伏)へ持參申候、以上、竹
丹後○此慈雲寺領の内、慈雲寺權現領田壹反小、分米四斗小五郎とあり

相殿、八幡宮、木札奉請八幡大神宮

同、稻荷社、木札奉再建稻荷大明神、文化乙丑年六月吉辰、大願主儀右衛門

八幡宮

大迫鎮坐

祭神、應神天皇○神体、木像、長八寸四分

祭日、九月十四日

建物、本社・神樂所

棟札、奉建立御宝殿、大檀越河野肥後守信貞、大工藤原信屋、貞天文三年甲午
霜月吉日良辰敬白○再建文化乙丑九月穀旦、岡本譽惣左衛門、天文三甲午建
立御宝殿、当丑迄二百五十一年ニ成、將軍大閣秀吉公、御代官齋丹後守御判物
天正十一歲、神領御証文大廻ニ相続、此度年代相改書記者也

宗雄云、慈雲寺の書類に當寺開山千葉俊禪師は東福聖一國師三世安國開山石
門禪師より四世なり、応永廿六年己亥十月十五日遷化す、又當寺開基大檀那
前左近將監益田兼理公は石見国司始而下向、御撰家近衛殿下之季子藤原國兼

後野村
藏王權現社
高野山慈雲寺鎮坐
祭神、未詳○神体、木像、長一尺一寸五分
由来、未詳

棟札、奉建立御宝殿、大檀越河野肥後守信貞、大工藤原信屋、貞天文三年甲午
霜月吉日良辰敬白○再建文化乙丑九月穀旦、岡本譽惣左衛門、天文三甲午建
立御宝殿、当丑迄二百五十一年ニ成、將軍大閣秀吉公、御代官齋丹後守御判物
天正十一歲、神領御証文大廻ニ相続、此度年代相改書記者也

公より十五代之子孫なり、永享三年六月廿九日、承大内家之命、筑前萩原之
役ニ而卒去、法名正覺院殿身光大兼大禪定門とあり、然れど當寺は英俊禪師
の開基なるか、當社は當寺鎮護の為に祀れる物の如しと雖も猶それより以前
の鎮坐と思はる、其は寺庵鎮護の為に祀れるは大概熊野神にて藏王と云は旧
社に多ければなり

宗雄云、齋は竹字の草より見誤りし物なり

宝器、刀一、長一尺六寸九分、無銘子持槌

社領、除地高五斗三升四合、此現米二斗四升○大迫八幡神田分下札田壹段小、

分米五斗三升四合、反錢四百文、作人彦四郎、天正十一年十月十五日、蒲生筑
後守・井上加賀守・栗栖次郎左衛門・高橋甲斐守・井頭宗右衛門、右本文為可
入御披見、伏見^庄持參申候、以上、巳五月四日竹丹後

金口神社

金口「山」鎮坐

祭神、未詳○神体、木像一、長一尺三寸三分、一尺三寸

祭日、九月八日

建物、本社

棟札、奉再建金口大明神、元禄十丑年十一月、施主勝田市右衛門○再建嘉永五
壬子年、庄屋岡本俊次郎、願主田中長三郎・土井田龜五郎・片田平芳藏
社領、除地高四斗、此現米一斗九升六合

大元神社

辻堂鎮坐

祭神、未詳○神体、幣

祭日、九月十二日

建物、本社・神樂所

棟札、奉造當太元尊神舞殿、安永三甲午年、岡本和左衛門良重、祭主江木大膳
定直○再建文化十四年丑、大願主岡本九八郎治郷、祭主江木宮内正定惠

宗雄云、以前は森神なりしを安永三年十月朔日、始て舞殿を建し由なり

大元神社

土居鎮坐

祭神、未詳○神体^(マ)

祭日、九月七日

建物、本社・神楽所

小社十所

土井の荒神○同所の稻荷社（神）○昼驛（沢）の稻荷社（神）○河内神の地主
社（神）○鍋倉の地主社（神）○畠折の地主社（神）○辻堂の稻荷社（神）○
両間の大元社○辻の稻荷社（神）○大迫の垣津^{*}靈社、祭神岡本常盛、神体木
像長一尺一寸三分、宝永元申八月廿七日勧請、棟札岡本甚右衛門氏正・同惣助

氏綱^{トモ}あり

森神六十一所

むしか（虫）谷の地主神○鳥落の地主神○大曾根の地主神○坂の地主神○辻の
地主神○野口の地主神○亀折畠の地主神○やなかだ（ヤナカダ）の地主神○大
畠の地主神○茶屋（菊ヤ）の地主神○土井の地主神○鎌（釜）田の地主神○森
添の地主神○淨慶田の地主神○地下（塙）の地主神○下尾の地主神○畠（葛籠）
迫の地主神○同所の地主神○漆谷の地主神○西迫の地主神○障子迫の地主神○
金口の地主神○土井の地主神○引地の地主神○長塔（浴）の地主神○丸山の地
主神○下原の地主神○前（同所）の地主神○酒迫の地主神○門福の地主神○佐
野^{*}塙の塙神○淨慶田の塙神○塙田の塙神○佐野^{*}塙の金屋子神○小笠越の金屋子神○高伏の明
神○塙の稻荷社（神）○才塙の才神○塙の明神○土井の水神○同所の茶久神○
同所の姥（乳母）神○下塙田の履（沓）掛明神○丸山の櫻明神○昼駅（沢）の
薮神○障子迫の三はい（把結）神○淨慶田の三はい（把結）神○慈雲寺の大元
神○同所の薮神○同所の薮神○辻堂の薮神○辻堂の大元神○同所の大元神○赤
迫の地主神○大迫の脇宮○同所の脇宮○中屋（ヤ）の邪神

* 「那賀郡神社書上帳」では、「野」の語はない。

** 「那賀郡神社書上帳」では、「野」の語はない。

上府村
府中八幡宮
三宅山鎮坐

祭神、誉田別命・息長足姫命・玉依姫命○神体、木像三、長一尺四寸五分、一尺七寸、一尺八寸四分

由來、当社八幡宮、建(永)久年中、相州鎌倉鶴岡より勧請、伊甘八郷惣社奉崇、尤伊甘二十八郷之事、石見一国之御領主之時、御勧請有之社ニ而御座候、從中古濱田・津和野・銀山領と相別ニ候得共、以前者石州ニ私地領之差別無之、其砌者八郷ニ村別之名も小名にて有之、唯古之伊甘八郷之境之内成故、佐野村之内田原當社之產子ニ御座候、右之由緒ヲ以、従往古支配仕来ニ御座候、右御尋ニ付荒増申上候、以上

宗雄云、此一書誰が作か詳ならず

祭日、八月十五日

建物、本社・拝殿・釣屋・序屋・神樂所・鳥居

棟札、奉建立拝殿一字、天正八庚辰二月吉辰日、大檀那吉川駿河守・神主宮壽丸、時之代官森脇飛騨守・松竹采女正、別當眞長坊、本願安樂寺源闊禪師、大

工石田孫四郎、文に夫云々、伊甘郷當社八幡大菩薩拝殿新造之攸也云々、大檀

那藤原朝臣元春^井周布鷲王丸、抽出丹精令既造當者也、以下文略○奉再興宝殿

上葺、于時元和八壬戌仲呂吉日、願主辛酉歲大良左衛門、大工上府肝煎勝原神

右衛門○石州那賀郡伊甘郷八幡大菩薩者、伝聞昔日勸請閑東鶴岡之靈神、而創

建大廟一宇、以且安立幣帛真像矣也、既中古到于天正年中、將成烏有矣云々、

當國領主吉川元春公・周布氏裔元盛公、傾志造當云々、寛文四龍集甲辰秋修補、

安國現住蘭叔叟源俊謹書○寛文十二曆童集何々吉祥日、別當教嚴院、神主藤兵

衛、鼓頭外記太夫、下分左近太夫、社人孫左衛門、肝煎七兵衛○石見國那賀郡府中八幡大菩薩門丸人^者古寛正年中に初建立者也、其以後再興度々今之再興者武州江戸赤坂之住日本廻国^行者鈴木平次郎、伊甘八村産子進成就者也、于時元文二丁巳天十二月吉日、発越佐々木八郎右衛門、願主鈴木氏○上葺八幡宮本殿、寛保^(第二)癸亥年三月吉祥日、教藏院・尾崎和泉・三戸越後・千代延刑部・勝田善左衛門・池上次良左衛門、文二于茲元文戊午年八幡宮殿為修補、富頼母子春秋二会興行焉、以此料金為混足也、寛保二壬戌年晚秋、氏子中之以助力、而修覆円成云々、伊甘山安國福園禪寺現住雪溪叟記焉○明和四年修覆、別當教藏院代、神主尾崎伊織代、鼓頭三戸淡路代○文政元戊寅十二月葺替、別當教藏院盛立代、神主尾崎藏人氏房、鼓頭三戸越後義里、棚守千代延山城吉里、伊甘八郷惣社当社氏子村、当村・下府村・産湯浦・国分村・同村中唐鐘浦・久代村・荒相村・高田村・大津村・姉金村・宇津井村・田原村・宇野村、右十三所宝器、槌、天正十一季癸未八月十三日、小工堺木工允○槌、元和八壬戌遷宮之槌、卯月十二日○槌、寛文四甲辰遷宮槌、十月十九日○槌、元禄二己巳遷宮棟上槌、二月晦日○槌、正徳四甲午十月廿三日、東方吉左衛門○槌、寛保三癸亥年三月廿四日、濱田住大工東方新助良■東方利左衛門棟■○槌、明和四丁亥年四月十五日棟上○槌、文政元戊寅霜月十一日棟上○槌、天保十四癸卯十月廿七日○額一、八幡大菩薩、延徳四年壬子卯月十五日、藤原貞兼・宗兼

宗雄云、貞兼・宗兼は三隅家にて濱田辺を知行せし人々なり、濱田寶福寺大般若経の裏にもあり

鉄燈籠二奉掛一燈籠、於石州府中八幡宮寄進、癸酉歲信心堅固吉川之内森脇作右衛門尉源長頼、雲州之住宇波大工賀藤善兵衛尉源久宗作、于時文禄四年二月吉日○鏡一、径八寸、藤原吉長○刀四、内二本長三尺五分、二本三尺一寸三分○大般若経、延応二庚子年、延慶一乙酉年、願主僧住智・同良俊、施主藤原国重・同兼經・同兼重・同乙久曾丸、仏子阿闍梨祐舜

宗雄云、延応二年より延慶二年まで七十年になれり、是は書写の年間なり、此経維新の際取除になる。

釣鐘一、施主藤原兼高、宝徳壬申十一月初一、前東福寺勝剛書、序曰大日本國石見州公府八幡宮古鐘已曇換以新摸幹縁比丘元聰來需銘銘曰云云○鰐口一、天正十壬午、施主森脇飛騨守

社領、除地高十八石二斗八合、此現米八石九斗三合○八幡宮神主通範申伊甘郷内当社神田六丁二反事、有限為國免地之処、下作人等皆先例、對摺所、當米不相從、神主所勘云云、事實甚不穩便早為神主達止可令神用之由、可令加下知様由同然候也、仍執達如件、建治元年六月廿六日、右衛門、花押○石見國邑智庄中村内宮前重實名染段并小原迫性心分壱町事、任相続之文書之案、又一見丁如彼文書者理運無子細事ニて國靜謐之時、以本文書可致其同然也、依証狀如件、康暦二年十二月廿一日、花押、國府八幡宮神主殿○石見國邑智郡中村内宮前重實名染段并小原迫性心分壱町事、任康暦木年十二月廿一日、御下知旨所奉打渡候也、依渡狀如件、永徳三年八月廿二日、沙弥、花押、國府八幡宮神主殿○右彼所者沙弥某甲重代相伝之私領國衙庄在并段錢以下諸御公事不懃地也、仍八幡宮御神田坪并今神田檢注文錢令停止所也、仍為後日狀如件、応永廿三年霜月廿七日、沙弥、花押、神主殿○藤井修理亮方「」布云云、以上武町壱段半、分錢八貫八百五十文、同屋敷之事云云、以上參上所分錢七百文、右此在所壱町者御感狀之前、其外壱町余者於中村不知折之為代所被遣候神役、其外諸役如先々可被懃候、弥御忠節可為審要候、依如件、明応九年庚申十二月十一日、稻光右衛門太夫國親、花押、德田七郎兵衛尉是康、花押、高杉大膳亮兼吉、花押、重富彈正左衛門尉兼經、花押、藤井修理亮殿○云云内藤井修理云云之事、一、□□依連■節、社役并役等之事、為修理進馳走肝要候、為後日壱筆如件、永正六月廿四日、奥兼、花押、岡本次郎右衛門尉殿○八幡宮神主地行御社領之事、一段代六百文きしそへ云云、永正十年ミツのとのどり、定保、花押○領地下府

八幡宮社頭職事、田地式町四反并屋敷七ヶ所於彼村之内、末代令寄進候、無相違司令知行、神役如前々堅固ニ可被相勤馳走肝要候者也、依為後代一行如件、永禄五壬戌年卯月五日、すふ元兼、花押、藤井新三郎殿○云云屋敷云田畠之事、為云云為後年状如件、一、卯月五日、周布下總守兼謹、花押、同弾正忠兼藏、花押○下府八幡宮御神田之内、一、壱反、分錢三百前けしよめん、右之畠本水帳二名前為無之付、別紙ニ書物ヲ致し、代々横屋屋敷ニ相定進置申候、為後々年之証人判致させ申候、以上、永禄五年壬戌十月十六日、神主藤井新三郎、印、別當、印、証人彦右衛門、印、同若狭、印、下分物申との參○石州那賀郡之内府中八幡領坪付之事、合ようる田壱反、分米八斗八升、神主宗右衛門とうの本云云、合田數壱町九反小拾歩、分米拾三石之定ほう屋敷壱所、別當宮ノわき屋敷壱所、神主惣左衛門、文禄二年三月十二日、小田与左衛門、花押、別当殿・神主殿○云云拾石云云、右者伊甘村八幡領先年自社領、則寅之年御檢地之時、御帳面之辻を以申年卯月十日御代官所仕候時、無相違引渡件、慶長十年卯月、神主岡本氏○伊甘八幡領之事、一、高九石七斗前者田方、右之社領神主惣左衛門方手前之分也、云云、色々書入在之候処ニ於大森竹丹後殿、惣方之段ニ被聞召届、其上ヲ以右之社領分九石七斗前并畠屋敷式石九斗前云云御神前御祭しゆり以下無油断御勤尤存候、依如件、申卯月十一日、岩佐才右衛門房、花押、福田四郎右衛門正、花押、神主惣左衛門殿・子岡本甚藏殿○△覚宮のわき麦田云云、合三石六斗武升式合、巳ノ八月十三日、九左衛門、印、△覚、一、たぶち麻畠云云、合八斗四升三合内壱斗五升神田分ニ引残六斗九升三合公領分、巳ノ八月十三日、九左衛門、印、△宮のわき麦田云云、合廿三石四斗六升一合四勺、慶長十二年ひつし二月廿二日、府中八まん神主惣左衛門、花押、岡本宗左衛門様參○石州那賀郡濱田領上府村八幡宮社領之事、高合拾八石定内拾石前、神主分御引渡奥書写、右者伊甘村八幡領先年自社領、則寅之年檢地之時、御帳面之辻を以申年卯月十日ニ我々共御代官所仕候時、無相違引渡申

所如件、慶長十三年卯月十日、岩佐才右衛門、花押、印、神主岡本甚藏殿○三石前社僧分、是は御引渡帳紛失仕候、五石前鼓頭分、右同断二而御座候、右之通相違無御座候、以上、宝曆十年庚辰三月十四日、社僧教藏院、神主尾崎和泉、鼓頭三戸越後、庄屋倉右衛門末社、若宮、祭神八幡宮、神体木像、長七寸、棟札、上葺文化十五戊寅卯月一日〇葺替嘉永四辛亥八月五日同、稻荷社、神体木像、長三寸七分、棟札、再建文化二乙丑年玖月同、稻荷社、神体御笛、棟札、稻荷大明神、裏ニ上府八幡山一字御納事、享保十九甲寅十月吉日、盛行代一、再建寛政十二庚申三月吉日、別当教藏院盛音法印、文に抑此稻荷大明神者前に教藏院盛音法印勧請之攸、五世目教藏院盛音法印、寛政十一年未二月七日出立ニテ上京、同月廿五日京都伏見稻荷社宮頂参詣、正一位之御審御願致シ、同三月朔日御宮頂重頭戴、依之正一位稻荷大明神ト奉称者也、云云一、再建享和元辛酉年三月同、水神社、神体木札、罔象女命、平安鎮護、文政八丁酉十一月廿一日、祭主千代延氏吉里一、棟札、屋根、安政三丙辰穂見月吉日、願主宮重宅原惣子中、社司千代延吉保同、金毘羅（刀比羅）社、祭神大國主神・伊邪奈岐命・徳川家康公・栗嶋神、万延二辛酉正月吉辰、神主尾崎陸奥守・尾崎大隅輔、庄屋勝田倉右衛門社人、尾崎、家筋遠祖熊野連後裔、寛永中尾崎八太夫、当社神職に成り、薙雄まで十代相続同、森脇、家筋当社別当眞長坊・教尊坊有之所、先祖教藏院盛音、天正年中譲を請、京都聖護院配下六角住心院末天台修驗にて九代相続、明治二己巳年十二月廿五日復飾、森脇康登と改む同、三戸、家筋天正中三戸左衛門太夫より相続の処、先年洪水の節、書類流失、世代未詳

同、千代延、家筋永禄年中千代延刑部吉春より直眞まで十代相続
押、印、神主岡本甚藏殿○三石前社僧分、是は御引渡帳紛失仕候、五石前鼓頭分、右同断二而御座候、右之通相違無御座候、以上、宝曆十年庚辰三月十四日、社僧教藏院、神主尾崎和泉、鼓頭三戸越後、庄屋倉右衛門末社、若宮、祭神八幡宮、神体木像、長七寸、棟札、上葺文化十五戊寅卯月一日〇葺替嘉永四辛亥八月五日同、稻荷社、神体木像、長三寸七分、棟札、再建文化二乙丑年玖月同、稻荷社、神体御笛、棟札、稻荷大明神、裏ニ上府八幡山一字御納事、享保十九甲寅十月吉日、盛行代一、再建寛政十二庚申三月吉日、別当教藏院盛音法印、文に抑此稻荷大明神者前に教藏院盛音法印勧請之攸、五世目教藏院盛音法印、寛政十一年未二月七日出立ニテ上京、同月廿五日京都伏見稻荷社宮頂参詣、正一位之御審御願致シ、同三月朔日御宮頂重頭戴、依之正一位稻荷大明神ト奉称者也、云云一、再建享和元辛酉年三月同、水神社、神体木札、罔象女命、平安鎮護、文政八丁酉十一月廿一日、祭主千代延氏吉里一、棟札、屋根、安政三丙辰穂見月吉日、願主宮重宅原惣子中、社司千代延吉保同、金毘羅（刀比羅）社、祭神大國主神・伊邪奈岐命・徳川家康公・栗嶋神、万延二辛酉正月吉辰、神主尾崎陸奥守・尾崎大隅輔、庄屋勝田倉右衛門社人、尾崎、家筋遠祖熊野連後裔、寛永中尾崎八太夫、当社神職に成り、薙雄まで十代相続同、森脇、家筋当社別当眞長坊・教尊坊有之所、先祖教藏院盛音、天正年中譲を請、京都聖護院配下六角住心院末天台修驗にて九代相続、明治二己巳年十二月廿五日復飾、森脇康登と改む同、三戸、家筋天正中三戸左衛門太夫より相続の処、先年洪水の節、書類流失、世代未詳

御神本神社

白口鎮坐

祭神、藤原國兼○神体、木像、長一尺九寸、古体長一尺二寸九分、八寸

由来、石州那賀郡府中御神本大明神者大納言藤原國兼公之靈神也ト伝承候、人

皇七十四代鳥羽院御宇、永久年中國兼公當國下向御在職之後薨給、是時府中白

口ト云所御造立神殿、即神領三十六石御寄附、私先祖神職被仰付、每歲十二月

二十五日祭礼執行仕候、其後御三家ト別候而從御三家御社參之節、供奉之面々

群集之中下馬乞抔有之故、御兩家江陵御勸請被成、御三家各別御祭典御執行被

仰付候之由、一、三拾六石之神領何之時代候哉、悉公領ト成候而境内山林斗リ

二而御座候、然共私先祖ヨリ神職被仰付候儀ニ御座候、爾今至迄造替遷宮毎年

之祭祀、以自力不怠勤行仕候、一、益田御家主被下置候古証文數通井私家之記

錄等所持仕候處、私六代以前勝田隱岐ト申者時代、為放火燒失仕候、一、私亡

父勝田長四良代、万治四年神殿造替仕候節、祠官三戸外記ト申者書記仕候棟札

写候而入御披見候、自往古棟札雖有之候、年月経候故、文字不分明候、然共少

宛見候所を見合候而外記相調申候由、一、御神本山林東西二町南北一町程、其

中仁明神御鎮座ニ而御座候、神殿自下古之牲場ト申所御座候、一、御神体者御裝束衣冠ニ而御座候、右御神本大明神之儀、從長州御尋之由付、代々伝承候趣、

疎々如此御座候、以上、元禄七年戌六月、勝田市右衛門茂但撰

宗雄云、此書は須佐益田氏へ差出し控なる由なり

祭日、十二月廿五日

建物、本社・鳥居

棟札、夫惟曰口大明神者撰家近衛季子從一位前大納言權太輔前越中州大守藤原

朝臣國兼公号御神本也、四代之兼高公改交称益田氏、其後裔長州萩国主松平長門大守公之城家臣權柄在手、雖然累世絕経歴、爰御神本之社職勝田氏云則家賴

也、及頽破時^者加修覆、次先志年代及敗壞故、今復勝田之後孫市右衛門尉茂但、造立社檼一字、伏希神明擁護凝眸者歟、國家安穩子孫繁榮千災遠遁万善成臻五穀豐饒秋成滿望千秋万歲、惟時元禄十一戊寅歲舍十一月良辰、石見州那賀郡上府内伊甘山安國福園禪寺、裏に實傳謹記○再建、寛延四辛未一月吉辰、勝田倉右衛門尉但高○修覆、天明三三星舍癸卯春一月吉良辰、勝田善左衛門尉但兼宝器、幕一・燈灯・鈴、右三品益田家より寄附、宝曆三酉十月三日○鏡一、径四寸、寛政九丁巳十一月廿五日、勝田但兼○戸帳、御神本主殿藤原親祥寄附、慶応二丙寅年十一月廿五日

天満宮

天神山鎮坐

祭神、菅原神○神体、木像

祭日、十一月廿五日

建物、本社・神楽所

小社十所

藤切の大歳社、再建寛政二庚戌霜月、神主三戸七五三二〇阿波の大歳社、再建文政十三寅年七月、斎主千代延山城○岡の大元社、神体木像、長八寸、再建天明四年、再建天保六乙未十月、神主三戸加賀○原の藤若靈社、棟札抑由来奉尋二十代勝田隱岐守藤原但吉嫡子藤若丸十六歳伊勢參宮下向之節、備州之内片上ニ而病死、藤若靈成祟故、称天文元壬辰八月念七日、則改祭日後代無怠令執行者也、以信奉造立云云、弘化四年丁未歳社臣勝田政治郎藤原但矩、祠官三戸加賀云云○同所の鎮守社、祭神未詳、相殿隱岐守靈但元女子吉横死ニ付、成祟故、靈神ニ祠ト云伝フ、右鎮守從往古勝田家為守護神、奉勸請処、宝曆年中御神本

大明神社地之内江奉移、然ル処、其後火災并病人不絶、併前代ヨリ守護神他所江奉移故ト神慮江御竊候処、御旧迹江御帰座之由御闕下リ、此度新ニ社造立、

旧地江奉遷宮、永ク守護神奉仰者也、寛政十一己未十一月廿五日、勝田善左衛

門但兼・同廣右衛門但安、祠官三戸玄蕃義里○山田の山田社、祭神未詳、寛文十二霜月十二日、施主小林九造宮、延享五戊辰卯月、社司三戸筑後守、施主

小林善七郎○安國寺の嚴嶋社、神体木像一、長八寸、棟札、再興寛永六年、願主下府池上次郎左衛門、再建元禄十丁丑年臘月念一日、住持前真如天桂照蕙西堂記、下府池上次郎左衛門、上府勝田市右衛門、以下略○住吉の住吉社、神体木像、再建延享四丁卯二月六日、社司三戸越後太夫、本願主上府住佐々木平四郎○新延の大歳社、天明七丁未八月十一日、願主三澤次郎兵衛、神主三戸淡路、再建天保五年四月、神主三戸加賀、願主市尻佐々木平四郎○御藏の御藏社、神体陶像、長一寸四分、棟札奉造立慶安元戊子十月吉日、発願人宮下甚左衛門、再建御藏大明神、宝曆四甲戌三月、願主宇野村治兵衛、神職千代延信濃

森神三十五所

原沖の水神○一瀬の水神○新延の地主神○井塚の地主三神○石場の地主二神○住吉の地主二神○北迫の地主神○同所の水神○三重の地主三神○かけ（掛）の地主神○八反原の地主二神○白口の今宮神○井手迫の水神○同所の地主六神○岡の塚神○久畠の地主二神○市尻の地主神○同所の水神○同所の地主四神○三宅の地主二十九神○谷の地主九神○天神の地主十二神○同所の水神○横梅の地主三神○同所の地主六神○阿波の地主六神○天神の二所水神○同所の地主五神○阿波の水神○東の地主二神○水行の水神○久畠の水神○御藏の地主神○かけ（掛）の水神○千代森の地主二神

下府村

伊甘神社

濱鎮坐○旧地ありと言ふ○式内

祭神、未詳○神体、木像三、長一尺五寸、二尺二寸、二尺五寸

宗雄云、古体木像三十六、同二十五内女体、駒犬等あり、是は府中神社中に祀たる所々の神体を当社に遷せし物なるへし○祭神、頭註抄に溝咲姫命と有は由なし、按に猪甘部首の祖神にて天足國押人命ならむ
神位、貞觀十一甲申年⁽¹⁾、石見国從五位下勲七等伊甘神、授從五位上、同十七己未年⁽²⁾、授從五位上勲七等伊甘神、正五位下、元慶三辛卯、石見国正五位下勲七等伊甘神、授正五位上と三代実錄に有之○式内

祭日、九月十四日

建物、本社・釣屋・拝所・神樂所・鳥居

棟札、奉再興付中濱宮一字、文略、藤原高直福屋小太郎、弘治二丙辰十一月吉

日、大工七作、小工治良兵衛、願丁卯・同癸巳○奉再興府中濱宮一字、寛永二

年■■■、大工・小工善衛門・孫衛門・尾崎藤兵衛、肝煎治良右衛門、各五

大力菩薩○修補宮殿、文に石州那賀郡下府中邑井上大明神、本地東方藥師如來、往古以來鎮坐、此鄉云云、爰宮殿及破壞矣、于時庚子之仲冬、池上氏興于深心、而加修復云云、大工西谷市兵衛、神主甚左衛門、施主池上次郎左衛門尉茲直

宗雄云、此棟札は万治二年なるへし

奉加修理上口一宇、大工東方長助、庄屋中村久次郎但次、尾崎善助○奉上葺印

鑰大明神御宝殿一字、旨寛文第九己酉曆二月吉祥日、大檀那中村次郎左衛門但於無二之信心云云、一おしきはん五丁小、施主中村彦右衛門○奉上葺印鑰大明

神、天和第三癸亥十一月吉祥日、大願主池上次郎左衛門、別當光明寺、住吉與三衛門・同名伊兵衛、当村庄屋池上次郎左衛門云云○再復上葺、元禄十二天十一月二日、施主池上次郎左衛門尉、別當光明寺

宗雄云、寛文九・天和三・元禄十二棟札、別當光明寺の五字下地を削り其上に記しあり、下の享保十四棟札、村中氏子中の五字も下地を削り其上に記し

あり

奉寄進伊甘大明神鳥居壇基、享保十四歳己酉九月吉辰日、願主光明寺法印快宣・池上次郎左衛門尹昌、此社當邑之產神故、產子中相共勸鳥居一基寄進畢、村中氏子中○葺替伊甘神社、天明八己申九月吉日、別當兼神主光明寺現住法印圓學、時庄官川上小左衛門、願主尾崎藤兵衛・同仲村九右衛門・同惣氏子中○本社葺替、天保十二辛丑十月吉祥日、別當兼神主光明寺現住有傳代、時庄官和田多兵衛、大願主中村定左衛門・尾崎金右衛門・池上新平、浦年寄尾崎光太郎○葺替、安政五年九月、惣氏子中、庄官竹川善三郎、組頭新左衛門・宗一・繁左衛門宝器、槌、御本殿・拝殿・舞殿、延享元甲子十月廿一日、大工西谷德右衛門正次、小工喜左衛門正直○槌、明和四丁亥九月十二日、大工西谷德兵衛、小工同藤右衛門○太刀、長一尺九寸、奉寄進、寛政元酉九月十三日、石道鈍藏源星丸中村九右衛門正辰

社領、除地高三石、此現米七斗九升八合

末社、大国主神宇賀魂神御年神社、神体木像、長一尺三寸、六寸、八寸三分、木札大社大國主神・宇賀魂命・御歲神、耕作豐饒昆蟲退散祈攸、風雨隨時五穀成就

同、庄社、神体石、高三尺五寸、横二尺二寸、棟札奉建立庄社觀世音菩薩堂一字、文政二己卯星二月七日、別當光明寺雄存

宗雄云、三代実錄に貞觀十三年四月石見國府中神從五位下、同十七年九月府中神從五位上、元慶三年九月府中神正五位下とあるは國中の神社を國府に於て祭らるゝを府中神とも總社とも唱へしか、國府廢止の後に其社も絶て其跡へ石を建て總社と言しを、後に庄社と誤れる物なり、かくて今伊甘社に於て物部神社・多鳩神社等の祭事を為るは、則ち總社の神式の彼に存せるものなり、又彼社に今木像の大小六十余あるは總社の退転の時に伊甘神社に遷し置ける物にて、是又總社に於て國中の神を安置せし時の靈代と思はる、宗雄久しく府中神のなきを心ニ掛しか、彼庄社の石体を見て初て是なる事を知り、

其概略を記すにま

建物、本社・拝所

同、荒神社、天明二壬寅二月建立、願主池上貢藏、祭主千代延東藤原吉春

同、金毘羅（金刀比羅）社、神体木像、長一尺七寸

同、惠美須社、神体木像、長八寸五分、建立寛政十午十月、再建享和四甲子正

月八日改之、別当光明寺雄存代、祭主千代延氏、再建嘉永三庚戌三月

同、天満宮、奉勧請天満宮、天保七申六月、光明寺兼住多陀寺宥空、願主尾崎

金右衛門

社僧、光明寺○浅井村松尾昇、上府村千代延直真兼勤

宗雄云、國分二寺の僧寺を金剛光明寺と言ふ、其跡上府村に在り、此所乃光明寺は其遺寺なるへし、当寺の言伝に光明皇后の開基と云も由ある事なるへし

永代壳渡神供社田之事、松竹めん、一、上々田三云、垣内屋敷三云、同所上々

畠云云、同所上畠云云、右之田畠^井神供職相添代銀三百目ニして末代壳渡申所
実正也^云云、享保十二年未十一月十九日、壳主垣内甚左衛門、印、同人娘かな、

印、孫宮太郎、印、光明寺様、法印快宣代、前書之通相違無御座候、以上、下

府村庄屋次郎左衛門、印○覚、一、私義身上難統ニ付祭リ等^茂不相成故、地下

役人中へ御頼申上候得^自御相談之上御買被下、忝奉存候、其上當暮^自之御祭、

私^本可相調苦之処、貴僧様^本御調可被下候由、殊ニ來夏出来之神領之麦作等迄

可被下候由、生々世々忝奉存候、其上地下役人中^本被附御心、色々之憐愍被加、

以御蔭私子共迄取続難有仕合奉存候、為御礼一札如件、享保十二年未十一月十

九日、垣内甚左衛門、印、娘かな、印、光明寺様

水神社

橋詰鎮坐

祭神、罔象女神○神体、幣

祭日、十月朔日

小社三十一所

棟札、享保二十天乙卯正月十一日、社司千代延氏、願主中村善助○再建明和七
庚寅年十月吉祥日、願主中村九右衛門、惣氏子中、社司千代延信濃守○修覆天
保十五甲辰十月吉辰、社司千代延能登

上田屋の嚴嶋社○池田^{*}畠の水神社○本町の地主神○上濱の稻荷社○本町の地

主二神、神体石、廻一尺八寸、高凡八寸○仲口の稻荷神水神地主社、棟札文政
十三寅十一月十七日、願主善三郎、社司千代延山城○横路の大元社、祭神木光

神主荒神水神、神体幣、棟札天明六年丙午五月云云、拝殿新建立安政四丁巳
十一月十一日、社司千代延能登藤原吉保○同所の荒神社○同所の水神社○照日

谷の照日神、神体石、長七寸、棟札照大明神天和四年甲子三月、丁卯年人造立
者也、本願喜左衛門、奉造立上葺元禄六年癸酉三月上旬吉祥日、当社照日明神、

忝モ娑迦羅龍王弟[■]之女豊玉姫之垂跡也、然所上屋破壊于時信心之施主卯年一
心清淨抽誠如此者也、再建元禄十五壬午一月、本願主喜兵衛・喜三右衛門

宗雄云、照日神祭神詳ならず、棟札の豊玉姫も信かたし、或は天照大神と云
も附会なり、此社より海藻を出す事あり、故に豊玉姫と云とも聞ゆれと、照

日の名に応はす、猶由あるへし

龍米の靈社○同所の稻荷社○同所の水神○御所の御所神、神体石、高一尺六分、

棟札御所大明神、享和二年戌、願主池上亦左衛門、社司上府千代延氏

宗雄云、御所は古の序を云ふ、此神石と町の地主神の神石とは大小あれとも

円形にて同質同作の物なり、若は墓石などにや

同所の稻荷社○同所の靈社、棟札奉新建立池上代々祖靈神社、寛政十午六月、

願主池上^{■■}、祭主上府村千代延東○上濱の稻荷社○黒嶋の嚴嶋社○同所の惠

美須社○湊の惠美須社○同所の水神○仲上の三王權現社、神体鏡、径二寸、木

札三王權現宮、享保十四酉十月十五日、六兵衛・吉左衛門・仁左衛門、拝殿新

建立、安政三丙辰四月○履原の履掛神○西口の鎮守社○郷倉（藏）の大元社○才塙の稻荷社、神体笛、石見国濱田松井半吾、城州紀伊郡稻荷惣本宮祠官内神役人^{（義）}拔川佐渡介、文化三年丙寅八月豊日○同所の地主神○横路の稻荷社○寺山の稻荷社○光明寺山の稻荷社○橋詰の青柳社、神体幣、棟札新建立、安永二年癸巳六月吉日、願主中村九右衛門、社司上府中千代延氏吉鎮、祭日六月廿一日、往古より鎮坐

宗雄云、或は毘沙門天とも云ふ、此所和泉式部の古跡と言伝へ、石あり、按に上代の墓ならむ

森神十八所

うへとの（ウヘドノ）の大元社（神）○同所の稻荷神○半場の塚神○半場口の地主拾神○井上の地主九神○本町の地主四神○上濱の地主五神○上濱の塚神○下口の塚神○下口の地主拾壹神○橋詰の地主六神○中の地主式拾五神○瀧来の地主八神○才塙の地主神○上濱の地主八神○中の地主神○清水の水神○上濱の地主神

*「那珂郡神社書上帳」では、「田」の語はない。
宗雄云、猿田彦神を脱せるならむ

祭日、九月六日

建物、本社・神楽殿

相殿、大元神社、祭神天之御中主神、祭日九月七日

同、若宮、祭神詳ならず、祭日九月七日

未社、地主社、祭神詳ならず、慶心三丁卯年村中所々より合併遷座、祭日九月七日

久佐村
八幡宮

小原谷の常磐山鎮坐
祭神、比賣大神・應神天皇・神功皇后○神体、木像三

祭日、八月廿四日

建物、本社・拝殿・神樂殿・鳥居

棟札、応永十八辛卯年七月再建

相殿、常磐山別宮、祭神神直毘神・大直毘神・底津綿津見神・底筒之男命・中

大年神社

徳田村

津綿津見神・中筒之男命・上津綿津見神・上筒之男命・豫母都事解之男神・八十狂津日神・伊邪那美神、旧号權現宮、明治四辛未年正月改称、祭日三月十一日、嘉慶元丁卯年七月再建の棟札あり、神体木像十、幣一

同、大社、祭神出雲國大社に同し、祭日八月朔日

末社、地主社、祭神詳ならず、慶心三丁卯年村中所々より合併遷座、祭日九月廿二日

社人、山崎氏、家筋初代山崎河内守、次に佐渡守、次に權守、次に清主、次に權頭、次に山崎義任なり

柚根村
稻倉神社

毛中山鎮坐

祭神、倉稻魂命・大宮比賣命○神体木像一

宗雄云、猿田彦神を脱せるならむ

祭日、九月六日

建物、本社・神楽殿

相殿、大元神社、祭神天之御中主神、祭日九月七日

同、若宮、祭神詳ならず、祭日九月七日

未社、地主社、祭神詳ならず、慶心三丁卯年村中所々より合併遷座、祭日九月七日

笹根山鎮坐○承平六丙申年十二月勧請

祭神、大年神・倉稻魂命○神体、木像一

祭日、九月朔日

建物、本社・神樂殿

相殿、大元神社、祭神天之御中主神、祭日九月二日

同、若宮、祭神詳ならず、祭日九月二日

末社、地主社、祭神詳ならず、慶応三丁卯年村中所々より合併遷座、祭日九月

二日

鼠原村

賀茂坂本神社

横尾山鎮坐○坂本社、旧号山王社、明治四辛未年正月改称

祭神、兩社とも詳ならず○神体、木像一、石体二

宗雄云、賀茂社事代主神なるへし、社伝に山城國の賀茂と云へと信かたし、

坂本社は旧号山王社とあるによれば日吉社と同く大山咋神なるへし

祭日、九月十三日

建物、本社・拜殿・神樂殿・鳥居

相殿、大社、祭神出雲國大社に同じ、神体木札、天保一辛卯年勧請、祭日八月

朔日

八幡宮

常磐山鎮坐○寿永一癸卯年大井谷村より遷す

祭神、應神天皇○神体、木像

祭日、八月十九日

西谷村

同、大元神社、祭神大年神・御年神、神体木像二、正保三丙戌年九月勧請、祭

日九月廿九日

同、大元神社、祭神大年神・御年神、神体木像二、祭日九月廿九日

同、地主社、祭神詳ならず、神体木像、祭日九月廿九日

同、地主社、祭神詳ならず、神体木像、祭日九月廿九日

同、地主社、祭神詳ならず、神体木像、祭日九月廿九日

同、嚴嶋神社、祭神詳ならず、神体石像、祭日九月廿九日

末社、地主社、祭神詳ならず、慶応三丁卯年村中所々より合併遷座、祭日九月

廿九日

社人、森脇氏、家筋初代森脇膳大夫、次に五兵衛、次に民部、次に齋宮、次に

伊織、次に越後、次に森脇高枝なり

神田山鎮坐

宇栗村

大歳神社

神田山鎮坐

祭神、大己貴神・大田命・倉稻魂命○神体、木像三

宗雄云、大歳神社の祭神は大年神なること論をまたす、当社は大己貴命を大

宮賣神に替れば稻荷社となる、後世祭神を定ること文盲神奴の意に出るゆゑ、

本に違へる多し

祭日、十月中旬

建物、本社・神樂殿

建物、本社・神樂殿

建物、本社・神樂殿・權殿・鳥居

相殿、大社、祭神出雲國大社に同し、祭日十月三日	建物、本社
同、金刀比羅社、祭神大物主神・崇德天皇、旧号金毘羅社	地主社
社人、串崎氏、家筋初代串崎和泉、次に右京、次に越後、次に数馬、次に上野 佐、次に但馬、次に出雲、次に串崎鎮なり	深笛谷鎮坐
祭日、三月十日	祭神、詳ならず
天満宮	祭日、定無し
中組鎮坐	建物、本社
祭神、菅原道眞公○神体、木像	河内神社
祭日、六月廿五日	漆谷鎮坐
建物、本社・神樂殿	祭神、詳ならず
棟札、寛永三年丙寅年再建	祭日、定無し
大山祇神社	建物、本社
上横谷鎮坐	太元神社
祭神、大山祇神	上組鎮坐
祭日、定無し	祭神、詳ならず
建物、本社	祭日、定無し
大山祇神社	建物、本社
下横谷鎮坐	地主社
祭神、大山祇神	惣丸鎮坐
祭日、定無し	祭神、詳ならず
建物、本社	祭日、定無し
河内神社	建物、本社
千谷一谷鎮坐	大井谷村
祭神、詳ならず	河内神社
祭日、定無し	

祭神、大己貴神○神体、木像	祭日、三月十五日	天満宮
祭物、本社・拝殿	建物、本社・拝殿・神樂殿・鳥居	松嵐山鎮坐○永祿四辛酉年勧請
棟札、寛永十六乙卯年再建	棟札、天文十九庚戌年、福屋隆兼再建	祭神、菅原道真公○神体、木像
東谷村	祭日、八月廿七日	祭神、衣毘須神社、祭神蛭子事代主命（神）、神体木像、祭日十月廿日
大歳神社	祭日、十一月十三日	同、大元神社、祭神國「之」常立神・大己貴神
亀遊山鎮坐	祭日、十一月十三日	同、水神社、祭神弥都波能賣神、祭日九月廿日
祭神、詳ならず○神体、木像一	相殿、大元神社、祭神詳ならず、神体木像、祭日十一月十三日	末社、地主社、祭神詳ならず、慶応二丁卯年村中所々より合併遷座、祭日九月廿日
建物、本社	祭神、市杵嶋比賣命	末社、若宮、祭神詳ならず、「祭日無定」
棟札、慶安二乙卯年再建	相殿、大元神社、祭神詳ならず、神体木像、祭日十一月十三日	同、野田氏、家筋初代野田刑部少輔、次に玄蕃、次に將監、次に大隅、次に伊勢、次に攝津、次に半太夫、次に摂津、次に千別、次に市正、次に典膳、次に道別、次に野田博臣なり
建物、本社	祭日、定無し	社人、野田氏、家筋初代野田刑部少輔、次に玄蕃、次に將監、次に大隅、次に伊勢、次に攝津、次に半太夫、次に摂津、次に千別、次に市正、次に典膳、次に道別、次に野田博臣なり
丸原村	入野村	入野神社
春日神社	勸請詳ならず○旧号明見宮、明治四辛未年正月改称	祭神、天兒屋根命○神体、木像一
日向山鎮坐	祭神、天兒屋根命・大己貴神・久々能智神	祭日、三月廿日
祭神、天兒屋根命○神体、木像一		

建物、本社・拝殿・神樂殿・鳥居

棟札、享保元丙申年再建

今福村

八幡宮

皆合の亀遊山鎮坐○天德年中勧請

祭神、仲哀天皇・應神天皇・仁德天皇○神体、木像

祭日、九月十二日

建物、本社・拝殿・神樂殿・鳥居

棟札、元龜二年再建、願主吉川元春と記す

社領、無し、社禄 現米五斗

相殿、大社、祭神出雲国大社に同し、天保二辛卯年勧請、祭日八月朔日

宗雄云、出雲国大社は玉櫛に一宮記に大己貴命・素盞鳴命也と有れど、素盞

鳴命は信られずとあり、此辺村々天保二年の勧請多し、如何なる故かいました
考得す、若は田鼠の害を除むとして祀りしならむ

同、眞狐田谷の大歳神社、祭神詳ならず、祭日九月廿九日

同、本入野谷の大元神社、祭神詳ならず、[祭日無定]

同、上入野谷の大歳神社、祭神倉稻魂命・大年神

同、二村谷の大歳神社、祭神詳ならず、[祭日無定]

同、入野神田の大歳神社、祭神倉稻魂命・大年神、祭日九月十九日

同、小林谷の大歳神社、祭神詳ならず、[祭日無定]

同、坂原谷の大歳神社、祭神詳ならず、[祭日無定]

同、岩塚谷の客神社、祭神詳ならず、[祭日無定]

同、上新原谷の大歳神社、祭神詳ならず、[祭日無定]

同、松本谷の大歳神社、祭神詳ならず、[祭日無定]

末社、地主社、祭神詳ならず、慶応三丁卯年村中所々より合併遷座、祭日十月

四日

社人、静間氏、家筋初代静間「左近、次に」宮内、次に采女、次に左近、次に丹治、次に丹後、次に陸之佐、次に重正、次に静間静なり

大元神社

今福谷鎮坐

祭神、詳ならず○神体、木像

祭日、十一月初丑日

建物、本社・拝殿

小國村
最中山神社

土居原の最中山鎮坐○旧号二所權現宮、明治四辛未年正月改称

祭神、伊邪那岐神・伊邪那美神○神体、鏡一、神像鑄付

祭日、九月九日

建物、本社・拝殿・神樂殿・鳥居

棟札、応永四丁丑年四月再建

相殿、大社、祭神出雲国大社に同し、天保二辛卯年勧請、祭日八月二日

同、養父神社、祭神宇氣母智神、祭日九月十日

末社、地主社、祭神詳ならず、慶応三丁卯年村中所々より合併遷座、祭日九月

十日

大年神社

大歳谷出口鎮坐○村老云、往昔金城山の麓に鎮坐、正長中洪水にて流失キ、神

体今地に留り給ふ、依て社を建と云伝ふ

祭神、大年神・倉稻魂命○神体、木像一

祭日、九月九日

建物、本社・鳥居

大元神森**

深 笹 谷 鎮 坐

宗雄云、此森は波佐村に記しありしか、惣て森神は書上に漏されたる故に、
本書になし、さて深 笹 谷は波佐村は も小國村は もに屬り、此森の所は小國村な
り

祭神、詳ならず

*「那賀郡神社帳邑智郡神社帳 下」では、「流出」の語の代わりに「金山城崩レ神
社破滅」とある。

**「那賀郡神社帳邑智郡神社帳 下」では、この項目の記載はない。

長屋村

八幡宮

松尾山鎮坐

祭神、比賣大神・應神天皇・神功皇后○神体、木像三

宗雄云、比賣大神は三女神なること、一宮記に豊前国宇佐宮を應神天皇・比
賣神・大帶姫也とあるにて知へし

祭日、九月十九日

建物、本社・神樂殿・鳥居

棟札、元禄十一戊寅年九月再建

末社、地主社、祭神詳ならず、慶應三年卯年村中所々より合併遷座、祭日十月

十八日

石見国神社記卷之四終（印）

墨付百九十二枚

明治十九年十月

鴨島實写